

平成 25 年第 2 回  
城里町議会定例会会議録

平成 25 年 6 月 11 日 開会  
平成 25 年 6 月 18 日 閉会

城里町議会

# 平成25年第2回 城里町議会定例会会議録

|              |   |
|--------------|---|
| ◎ 告示         | 1 |
| ○ 会期日程表      | 2 |
| ○ 応招並びに不応招議員 | 3 |

## 会議録第1号

|                            |    |
|----------------------------|----|
| ○ 日時                       | 5  |
| ○ 出席並びに欠席議員                | 5  |
| ○ 説明のため出席した者の職氏名           | 5  |
| ○ 職務のため出席した者の職氏名           | 6  |
| ○ 議事日程                     | 6  |
| ○ 本日の会議に付した事件              | 7  |
| ○ 開会                       | 7  |
| ・ 町民憲章唱和                   | 7  |
| ・ 議長挨拶                     | 8  |
| ・ 議員の出欠                    | 8  |
| ・ 開会の宣告                    | 8  |
| ・ 開議の宣告                    | 8  |
| ・ 議事日程の報告                  | 8  |
| ・ 諸般の報告                    | 8  |
| ・ 会議録署名議員の指名               | 9  |
| ・ 会期の決定                    | 9  |
| ・ 町長挨拶                     | 10 |
| ・ 承認第2号～議案第37号 一括上程、提案理由説明 | 10 |
| ・ 散会の宣告                    | 14 |
| ○ 散会                       | 15 |

## 会議録第2号

|                  |    |
|------------------|----|
| ○ 日時             | 17 |
| ○ 出席並びに欠席議員      | 17 |
| ○ 説明のため出席した者の職氏名 | 17 |

|                  |    |
|------------------|----|
| ○ 職務のため出席した者の職氏名 | 18 |
| ○ 議事日程           | 18 |
| ○ 本日の会議に付した事件    | 18 |
| ○ 開議             | 18 |
| ・ 議員の出欠          | 18 |
| ・ 開議の宣告          | 18 |
| ・ 議事日程の報告        | 18 |
| ・ 一般質問           | 19 |
| 12番 三村由利子君       | 19 |
| 7番 桐原健一君         | 25 |
| 3番 三村孝信君         | 28 |
| 1番 藺部一君          | 34 |
| 11番 杉山清君         | 40 |
| ・ 散会の宣告          | 54 |
| ○ 散会             | 54 |

### 会 議 録 第 3 号

|                  |    |
|------------------|----|
| ○ 日時             | 55 |
| ○ 出席並びに欠席議員      | 55 |
| ○ 説明のため出席した者の職氏名 | 55 |
| ○ 職務のため出席した者の職氏名 | 56 |
| ○ 議事日程           | 56 |
| ○ 本日の会議に付した事件    | 57 |
| ・ 開議             | 58 |
| ・ 議員の出欠          | 58 |
| ・ 開議の宣告          | 58 |
| ・ 議事日程の報告        | 58 |
| ・ 承認第2号 質疑       | 58 |
| ・ 承認第3号 質疑       | 58 |
| ・ 承認第4号 質疑       | 59 |
| ・ 承認第5号 質疑       | 59 |
| ・ 承認第6号 質疑       | 59 |
| ・ 承認第7号 質疑       | 59 |
| ・ 承認第8号 質疑       | 59 |

|                         |    |
|-------------------------|----|
| ・承認第9号 質疑               | 60 |
| ・承認第10号 質疑              | 60 |
| ・承認第11号 質疑              | 60 |
| ・承認第12号 質疑              | 60 |
| ・承認第13号 質疑              | 60 |
| ・議案第34号 質疑              | 61 |
| ・議案第35号 質疑              | 61 |
| ・議案第36号 質疑              | 61 |
| ・議案第37号 質疑              | 61 |
| ・討論                     | 61 |
| ・採決                     | 63 |
| ・議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について | 66 |
| ・報告第18号～報告第23号          | 67 |
| ・町長挨拶                   | 67 |
| ・議長挨拶                   | 68 |
| ・閉会の宣告                  | 68 |
| ○ 閉会                    | 68 |

平成25年城里町告示第70号

平成25年第2回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年6月3日

城里町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成25年6月11日（火）午前10時
2. 場 所 コミュニティセンター城里 サークル室

平成25年第2回城里町議会定例会会期日程

| 日次 | 月日    | 曜日 | 種別  | 議事内容                             |
|----|-------|----|-----|----------------------------------|
| 1  | 6月11日 | 火  | 本会議 | ◎開会<br>◎提案理由説明<br>◎散会            |
| 2  | 6月12日 | 水  | 本会議 | ◎一般質問                            |
| 3  | 6月13日 | 木  | 休会  | 議案調査                             |
| 4  | 6月14日 | 金  | 休会  | 議案調査                             |
| 5  | 6月15日 | 土  | 休会  | 議案整理                             |
| 6  | 6月16日 | 日  | 休会  | 議案整理                             |
| 7  | 6月17日 | 月  | 休会  | 議案整理                             |
| 8  | 6月18日 | 火  | 本会議 | ◎開議<br>◎議案質疑、討論、採決<br>◎報告<br>◎閉会 |

○応招・不応招議員

1. 応招議員（16名）

|    |     |     |     |     |      |
|----|-----|-----|-----|-----|------|
| 1番 | 菌部  | 一君  | 9番  | 小林  | 祥宏君  |
| 2番 | 余水  | 紀夫君 | 10番 | 南條  | 治君   |
| 3番 | 三村  | 孝信君 | 11番 | 杉山  | 清君   |
| 4番 | 河原井 | 大介君 | 12番 | 三村  | 由利子君 |
| 5番 | 加藤  | 文夫君 | 13番 | 小松崎 | 三夫君  |
| 6番 | 阿久津 | 則男君 | 14番 | 鯉渕  | 秀雄君  |
| 7番 | 桐原  | 健一君 | 15番 | 根本  | 正典君  |
| 8番 | 飯村  | 吉伊君 | 16番 | 小坪  | 孝君   |

1. 不応招議員

なし

第 1 日 6 月 1 1 日 (火曜日) 本 会 議



平成25年第2回  
城里町議会定例会会議録 第1号

平成25年6月11日 午前10時06分開会

1. 出席議員（16名）

|    |        |     |        |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 菌部一君   | 9番  | 小林祥宏君  |
| 2番 | 余水紀夫君  | 10番 | 南條治君   |
| 3番 | 三村孝信君  | 11番 | 杉山清君   |
| 4番 | 河原井大介君 | 12番 | 三村由利子君 |
| 5番 | 加藤文夫君  | 13番 | 小松崎三夫君 |
| 6番 | 阿久津則男君 | 14番 | 鯉渕秀雄君  |
| 7番 | 桐原健一君  | 15番 | 根本正典君  |
| 8番 | 飯村吉伊君  | 16番 | 小坪孝君   |

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

|             |       |
|-------------|-------|
| 町長          | 阿久津藤男 |
| 副町長         | 小山一夫  |
| 教育長         | 小林孝志  |
| 総務課長        | 三村主   |
| 企画財政課長      | 高松輝美  |
| 税務課長        | 宮田恵子  |
| 町民課長        | 仲田克之  |
| 保険課長        | 阿久津保巳 |
| 健康福祉課長      | 田口喜一  |
| 産業振興課長      | 茅根文夫  |
| 都市建設課長      | 富田和明  |
| 下水道課長       | 吉田一   |
| 会計管理者（会計課長） | 小林恵子  |
| 水道課長        | 五町義徳  |
| 農業委員会事務局長   | 仲田均   |
| 教育委員会事務局長   | 川又重光  |

## 1. 職務のため出席した者の職氏名

|             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 仲 田 不 二 雄 |
| 書           | 興 野 友 宣   |
| 書           | 仲 田 富 美 子 |

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 1 号

平成25年6月11日（火曜日）

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第2号 専決処分第2号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第3号 専決処分第3号（城里町税外諸収入の延滞金、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第4号 専決処分第4号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第5号 専決処分第5号（城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第6号 専決処分第6号（城里町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第7号 専決処分第7号（平成24年度城里町一般会計補正予算第7号）の承認を求めることについて
- 日程第9 承認第8号 専決処分第8号（平成24年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第9号 専決処分第9号（平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第10号 専決処分第10号（平成24年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第12 承認第11号 専決処分第11号（平成24年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第13 承認第12号 専決処分第12号（平成24年度城里町農業集落排水事業特別会

計補正予算第4号)の承認を求めることについて

日程第14 承認第13号 専決処分第13号(平成24年度城里町水道事業会計補正予算第3号)の承認を求めることについて

日程第15 議案第34号 平成24年度城北地方広域事務組合会計決算認定について

日程第16 議案第35号 平成25年度城里町一般会計補正予算(第1号)について

日程第17 議案第36号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第18 議案第37号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

## 1. 本日の会議に付した事件

承認第2号

承認第3号

承認第4号

承認第5号

承認第6号

承認第7号

承認第8号

承認第9号

承認第10号

承認第11号

承認第12号

承認第13号

議案第34号

議案第35号

議案第36号

議案第37号

---

午前10時06分開会

## 町民憲章唱和

○議長(小松崎三夫君) 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いをいたします。  
ご起立をお願いします。

[全員起立・町民憲章唱和]

- 議長（小松崎三夫君） ご着席願います。  
ご協力、大変ありがとうございました。
- 

#### 議長挨拶

- 議長（小松崎三夫君） 平成25年第2回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算などをご審議いただく重要な会議でありますので、よろしくご審議をお願いするものでございます。

なお、「夏の軽装」クール・ビズへの対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めますので、よろしくをお願いをいたします。

---

#### 議員の出欠

- 議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。  
ただいまの出席議員数は16名です。
- 

#### 開会の宣告

- 議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回城里町議会定例会を開会いたします。
- 

#### 開議の宣告

- 議長（小松崎三夫君） 直ちに本日の会議を開きます。
- 

#### 議事日程の報告

- 議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。
- 

#### 諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち、諸般のご報告を申し上げます。3月、4月、5月における各会議等への出席状況は、お手元に配付したとおりですのでご了承を願いたいと思います。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

7番 桐原健一君

8番 飯村吉伊君

9番 小林祥宏君

の以上3君をご指名をいたします。

---

#### 会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、南條議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） 議会運営委員会を代表いたしましてご報告いたします。

去る6月4日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

今期定例会に提案されます承認12件、議案4件、報告6件、合わせて22件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程案のとおり、本日から6月18日までの8日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま南條議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から6月18日までの8日間とされるようご提案がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間と決定をいたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の

職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人3名を許可をいたしました。

---

## 町長挨拶

○議長（小松崎三夫君）　ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君）　おはようございます。本定例会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成25年第2回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本議会定例会は、専決処分いたしました各条例の一部改正等について、また平成24年度一般会計ほか各特別会計の補正予算、さらには城北地方広域事務組合が解散したことに伴いまして、組合の平成24年度決算認定のほか、平成25年度補正予算等につきましてご提案申し上げますので、慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 
- |        |   |
|--------|---|
| 承認第 2号 | 専決処分第2号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて                      |
| 承認第 3号 | 専決処分第3号（城里町税外諸収入の延滞金、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて |
| 承認第 4号 | 専決処分第4号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて                |
| 承認第 5号 | 専決処分第5号（城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて            |
| 承認第 6号 | 専決処分第6号（城里町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて                   |
| 承認第 7号 | 専決処分第7号（平成24年度城里町一般会計補正予算第7号）の承認を求めることについて                  |
| 承認第 8号 | 専決処分第8号（平成24年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて            |
| 承認第 9号 | 専決処分第9号（平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算                            |

第3号)の承認を求めることについて

- 承認第10号 専決処分第10号(平成24年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号)の承認を求めることについて
- 承認第11号 専決処分第11号(平成24年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号)の承認を求めることについて
- 承認第12号 専決処分第12号(平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号)の承認を求めることについて
- 承認第13号 専決処分第13号(平成24年度城里町水道事業会計補正予算第3号)の承認を求めることについて
- 議案第34号 平成24年度城北地方広域事務組合会計決算認定について
- 議案第35号 平成25年度城里町一般会計補正予算(第1号)について
- 議案第36号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第37号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(小松崎三夫君) ここで、日程第3、承認第2号 専決処分第2号(城里町税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについてから日程第18、議案第37号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についての16議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

[町長阿久津藤男君登壇]

○町長(阿久津藤男君) それでは、平成25年第2回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第2号 専決処分第2号(城里町税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについてであります。国において地方税法の一部が改正され施行されたことに伴い、町税条例の一部を改正したものです。

主な改正点は、東日本大震災に係る復興支援のための税制上の対応、個人町民税における住宅ローン控除の延長・拡充、延滞金の割合の特例の見直しに伴い、関係文言を改正したものです。

次に、承認第3号 専決処分第3号(城里町税外諸収入の延滞金、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについてであります。平成25年度税制改正の大綱において、地方自治法第231条の3第2項の規定に基づき、徴収する延滞金の割合の特例に係る規定について、地方税における延滞金の割合の特例と同様に改正

されることに伴い、町条例の一部を改正したものです。

次に、承認第4号 専決処分第4号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。平成25年度税制改正の大綱において、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化する等の措置を講ずることとされたことに伴い、町条例の一部を改正したものです。

次に、承認第5号 専決処分第5号（城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。平成25年度税制改正の大綱において、地方自治法第231条の3第2項の規定に基づき、徴収する延滞金の割合の特例に係る規定について、地方税における延滞金の割合の特例と同様に改正されることに伴い、町条例の一部を改正したものです。

次に、承認第6号 専決処分第6号（城里町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。平成25年度税制改正の大綱において、地方自治法第231条の3第2項の規定に基づき、徴収する延滞金の割合の特例に係る規定について、地方税における延滞金の割合の特例と同様に改正されることに伴い、町条例の一部を改正したものです。

次に、承認第7号 専決処分第7号（平成24年度城里町一般会計補正予算第7号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億124万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2,434万6,000円としたものです。

歳入では、町税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入及び寄附金を追加し、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、交通安全対策特別交付金、県支出金、繰入金、諸収入及び町債を減額したものです。

歳出では、総務費を追加し、議会費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費及び公債費を減額したものです。

次に、承認第8号 専決処分第8号（平成24年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,038万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,385万7,000円としたものです。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金、繰入金、繰越金及び諸収入を減額し、療養給付費等交付金及び前期高齢者交付金を追加したものです。

歳出では、総務費、保険給付費、前期高齢者納付金等、共同事業拠出金、保健事業費、諸支出金及び公債費を減額し、後期高齢者支援金等、老人保健拠出金及び介護納付金の財源内訳を補正したものです。



次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ877万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,097万5,000円としたものです。

歳入では、繰入金を減額し、診療収入、使用料及び手数料、県支出金及び諸収入を追加したものです。

歳出では、総務費、医業費及び施設整備費を減額したものです。

次に、承認第9号 専決処分第9号（平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,480万5,000円としたものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金及び諸収入を減額し、使用料及び手数料を追加したものです。

歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を減額したものです。

次に、承認第10号 専決処分第10号（平成24年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,608万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,160万2,000円としたものです。

歳入では、保険料、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額し、国庫支出金及び諸収入を追加したものです。

歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費及び諸支出金を減額し、基金積立金を追加したものです。

次に、サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ408万8,000円としたものです。

歳入では、サービス収入を減額したものです。

歳出では、サービス事業費を減額し、諸支出金を追加したものです。

次に、承認第11号 専決処分第11号（平成24年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,197万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,444万5,000円としたものです。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰入金を減額したものです。

歳出では、下水道事業費及び公債費を減額したものです。

次に、承認第12号 専決処分第12号（平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ442万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,614万円としたものです。

歳入では、使用料及び手数料、繰入金を減額したものです。

歳出では、農業集落排水事業費を減額し、公債費の財源内訳を変更したものです。

次に、承認第13号 専決処分第13号（平成24年度城里町水道事業会計補正予算第3号）の承認を求めることについてであります。資本的収入及び支出において、資本的収入の既決予定額から5,737万6,000円を減額し、収入予定額を4億4,310万4,000円としたものです。

資本的収入では、その他の負担金を減額したものです。

次に、議案第34号 平成24年度城北地方広域事務組合会計決算認定についてであります。平成25年3月31日をもって城北地方広域事務組合が解散したことに伴い、地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

次に、議案第35号 平成25年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,002万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ94億7,602万9,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、繰入金、諸収入及び町債を追加し、県支出金を減額するものです。

歳出では、総務費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、消防費及び教育費を追加するものです。

次に、議案第36号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,800万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,306万3,000円とするものです。

歳入では、町債を追加するものです。

歳出では、公債費を追加するものです。

次に、議案第37号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,141万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,008万4,000円とするものです。

歳入では、繰入金及び町債を追加するものです。

歳出では、公債費を追加するものです。

以上、承認12件、議案4件の概要について一括ご説明申し上げました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

---

## 散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） それでは、これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす12日は午前10時から再開し、受付番号1番、三村由利子君の一般質問から入りますので、午前9時50分までにご参集くださるようよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時28分散会

第 2 日 6 月 1 2 日 (水曜日) 本 会 議

平成25年第2回  
城里町議会定例会会議録 第2号

平成25年6月12日 午前10時02分開議

1. 出席議員

|    |        |     |        |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 菌部一君   | 9番  | 小林祥宏君  |
| 2番 | 余水紀夫君  | 10番 | 南條治君   |
| 3番 | 三村孝信君  | 11番 | 杉山清君   |
| 4番 | 河原井大介君 | 12番 | 三村由利子君 |
| 5番 | 加藤文夫君  | 13番 | 小松崎三夫君 |
| 6番 | 阿久津則男君 | 14番 | 鯉淵秀雄君  |
| 7番 | 桐原健一君  | 15番 | 根本正典君  |
| 8番 | 飯村吉伊君  | 16番 | 小坪孝君   |

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

|             |       |
|-------------|-------|
| 町長          | 阿久津藤男 |
| 副町長         | 小山一夫  |
| 教育長         | 小林孝志  |
| 総務課長        | 三村主   |
| 企画財政課長      | 高松輝美  |
| 税務課長        | 宮田恵子  |
| 町民課長        | 仲田克之  |
| 保険課長        | 阿久津保巳 |
| 健康福祉課長      | 田口喜一  |
| 産業振興課長      | 茅根文夫  |
| 都市建設課長      | 富田和明  |
| 下水道課長       | 吉田一   |
| 会計管理者(会計課長) | 小林恵子  |
| 水道課長        | 五町義徳  |
| 農業委員会事務局長   | 仲田均   |
| 教育委員会事務局長   | 川又重光  |

1. 職務のため出席した者の職氏名

|             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 仲 田 不 二 雄 |
| 書           | 興 野 友 宣   |
| 書           | 仲 田 富 美 子 |

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 2 号

平成25年6月12日（水曜日）

午前10時02分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

---

午前10時02分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名です。

---

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
なお、説明のため町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。  
傍聴人1名を許可をいたしました。

---

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

なお、執行部の答弁ですが、最後の答弁まで演壇で行うようお願いをいたします。

---

## 一般質問

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、一般質問から入ります。

それでは、通告第1号、12番三村由利子君の発言を一括質問、一括答弁方式により許可をいたします。

12番三村由利子君。

〔12番三村由利子君登壇〕

○12番（三村由利子君） 質問に入ります前に、今回新たに教育長として就任なさいました小林教育長さんにはご就任おめでとうございます。これから校長ではなくて教育長として教育行政のリーダーシップを果敢に発揮されることをご期待申し上げます。ご就任おめでとうございます。

それでは、通告によりまず一般質問を始めさせていただきます。

まず最初は、投票所についてでございますが、ことしは2月に町長選挙と議員の補欠選挙があり、7月には参議院議員選挙、そして9月には県知事選挙が予定されており、ことしは選挙の多い年であります。本町においては、選挙の投票所が大幅に統合縮小され、31カ所だった投票所が現在13カ所に統合縮小されてしまい、有権者にとって投票所が遠い存在になってしまっている現状がございます。

町長選挙の実例から考察してみると、平成17年2月に執行したときは、31カ所の投票所で、投票率は72.08%であったのに対し、その4年後の平成21年2月に執行したときは、投票所は13カ所に縮小された状況で、投票率は69.41%と低下、さらにことし2月に執行した町長選挙では64.48%とさらなる投票率の低下の傾向にありました。31カ所を13カ所に統合した当時から今までと違って投票所が遠くになって、年寄りにはなかなか投票所までは投票に行くことができないですよと当時からあちこちから話を聞いております。

本町では、県下でも6番目に高い高齢化率は、さまざまな課題があり、高齢者のみの世帯、あるいはひとり暮らしの高齢者世帯の増加などが予測されております。高齢者は身体機能の低下、関節痛や腰痛等、生活の活動範囲が限られている等の身体的特徴を考えると、今回の投票所の統合縮小は、このような状況と相反しているように思います。

効率的な行政運営をするための組織機構を見直し、事務事業の合理化を目的とした施策だけが先走りして、住民本位の行政が忘れられているような気がいたします。

そこで、町長には、今後ますますの超高齢化社会を念頭に置いていただき、現在の投票所の統合は適切なものと判断されておられるのかを伺います。

これらのことを鑑みて、統合前の状態に戻す考えは町長にはおありなのかどうか、あわせて伺いいたします。

続きまして、質問の2項目め、施設利用料についてであります。

コミセン城里の施設利用料金を特にホールの使用について伺いますが、先般趣味の活動

グループがホール使用の申請をしたところ、多額の料金を説明されたそうでございます。趣味の活動、練習の成果を互いに発表の機会をするための利用申請であったそうでございます。当日準備をし、成果を発表し、そして後片付けまでの時間を考えると、どうしても朝9時から夕方までの全日利用という形態になるということで、試算では6万から8万かかるとそういう計算になると指摘され、予想外の高額使用料金に申請を却下したそうでございます。町民のためのコミセンが手軽に使用できないほどの料金設定に大変な憤りを訴えておりました。

町の総合計画では、文化活動団体の行く末としての取り組みで、成果を発表する機会や場の充実などととらえていますが、実績を伴っていない施策、体系になっていないか、甚だ疑問に思うところであります。

そこで、町長に現在の利用料金の設定について、町長の所見をお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人1名を許可をいたしました。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 三村由利子議員のご質問にお答えしていきたいと思ひます。

投票所についてのご質問ですが、これにつきましては、投票所の設置数と投票所までの距離についてのご質問かと思ひます。以前選挙管理委員会事務局に高齢者の投票の状況を聞いたことがございますけれども、投票所の再編後、特に目立って低下していないとの回答を得ております。むしろ50歳以下の壮年、それから若年層の世代の投票率が低下していると聞いております。そういう方面につきましては、これから投票するよふにとふよふなことで広告をしていきたいと思ひているところでございます。

確かに再編によりまして投票所までの距離が遠くなったということは実感しておりますが、町全体を考えたときには、やむを得ないことなのかと思ひております。このようなことも含めまして、選挙管理委員会の書記局長である総務課長のほうから後ほど答弁させます。

それから、町内の公共施設、コミセンホール等の町民の利用に対するのが高額ではないのかというよふな質問でございますが、コミセンホール等の利用料金が高額過ぎるということでございますが、現在のところ町に対して直接そのよふなご指摘が私のところにはきておりませんのでわからなかったわけでございますが、そういう中で、近隣と同じよふな規模の施設、使用料と比較してもそれほど高い料金にはなっていないと認識しております。もちろん行政としては、利用料金を安くして大いに利用してもらってそれぞれの成果を上げてもらうのが行政としての役割でもあろうかと思ひております。

この件につきましては、近隣の件につきまして教育長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。



○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） それでは、投票所関係についてご答弁を申し上げます。

まず有権者の方でございますけれども、各投票所までの大半の方は、車を利用して投票所に向かい、また、一部車等運転のできない方におかれましては、自転車、さらには徒歩で投票所へ行かれていることは承知をしております。

投票所統合前の投票所は、31カ所ございましたが、投票所が近くにお住まいの方にとりましては、投票所が遠くなった方もいるかと思えます。投票所の再編は、全町的な観点から行ったものでございまして、現時点では適切な投票所数と認識をしているところでございます。ご理解をお願い申し上げます。

また、改めて投票所の見直しをすることとなりますと、再編基準や有権者数と地域性のバランスを同等なのか等それぞれの機関の皆様方のご意見を拝聴し、検討しなければなりません。投票所31カ所から13カ所になって、農業委員会の選挙を含めまして、7つの選挙を執行してましたけれども、再編した当初は、投票所が少なくなった等の苦情もございましたが、現時点では地域を総括する区長さんからも苦情等は寄せられておりませんので、13カ所の投票所は定着してきたものと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） それでは、答弁させていただく前に初めに三村議員のほうから就任のお祝いの言葉と今後の励ましの言葉をいただいて光栄に存じます。本当にありがとうございます。ご期待に沿うように一生懸命務めてまいりたいと思っております。

それでは、質問に対する答弁のほうをさせていただきます。

町長が申しましたように、近隣の施設と比較してということで、500席程度の施設と比較した場合、利用する時間帯等によって若干異なりはしますが、およそ30%から50%程度使用料金のほうが下回っております。ですので、それほど高額ということにはならないのではないかと考えております。ただ、使う機材とかそういうのが増えてきますと、それに対しては課金がされますので、そういうところも考慮しながらうまく使っていただければというふうに考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 12番三村由利子君。

〔12番三村由利子君登壇〕

○12番（三村由利子君） 再質問でありますけれども、投票所の投票結果をただいまご指摘ありましたけれども、高齢者の低下はないというふうに断言なさいました。逆に若年層の方の投票が低下しているということでもあります。いずれにしろ、お年寄りはとにか

く距離的な問題で投票には行けませんと、そういう生の声があることを真摯に私は執行部としてこれは受けとめなければならないと思います。高齢者というその身体的な状況を考えて、やはり高齢者福祉サービスにおいても、足のない方にはデマンド交通を実施したり、それから、買い物難民と言われるお年寄りにはネット販売ショッピング、そういうのも実施しているわけですから、そういう高齢者、社会の弱者に対して政治のテーマ、そういうものが非常に対応が求められるわけでありまして、若年層であれ、高齢者層であれ、投票に行かない、行けない、そういう人たちが増えているということがこの投票率の低下に如実に物語っていると私は思っております。

そういうことから考えて、再編を考えた上でこの13カ所に行っているということでありまして、私には行政改革の一端、経費節減のために13に減らしたということではありますが、経費の節減もわずか31カ所から13カ所に減らしたために経費は幾ら節減できたのか、その辺が非常に興味ありました。調べた結果、450万に満たないんです。31カ所を13カ所に減らした投票所、そしてそこに人員を配置したり、それから立会人や物件費やらそういうものを総合的に判断しても450万弱なんですよね。その450万節減のためにこの高齢者や若年者を投票所を遠ざけてしまったということが本当にこれが適切なことだったのか、私はいまだに甚だ疑問であります。そういう声がある以上、やはり私はもう一度振り出しに戻して投票しやすい環境、これをつくるべきだというふうに思っております。

町長も今回2月に選挙をなさって、地方全域回られて、その地方の実態、高齢者の生活状況そういうものをごらんになって本当に投票所ここをずっと歩いて、そして坂を上がってまた歩いてそして投票所まで行くと、そういうような行程を考えたときに、これを何とかしなくてはいけないというふうな判断には至らなかったのかどうか、その辺も私は町長の所見を伺いたいと思うんです。

町長も街頭演説で私も高齢者の1人だと、高齢者福祉にも力を入れていきたいというふうにおっしゃっておられた、私はこういう基礎的な投票の権利の擁護という意味で、やはり遠ざけたために選挙権を失うと、選挙の機会を失うということがあっては私にはならないと思うんです。これは選挙権は誰にも保障された権利でありますので、そういう物理的な、距離的なものから選挙に行けないという事実が生じている以上、これはやはり私は再考すべきだと思っております。

そういう点で、さらに投票所をもう一度各関係者をあわせて31、あるいは13カ所から見直しの方向を検討していただけるものかどうか再度お伺いたします。

続いて、2つ目の使用料、コミセンの使用料なんではありますが、近隣と比較して設定した料金であるというふうに伺っております。大体今までずっと行政というのは横並び式で、近隣に類似して類似してというふうに行政言葉で言っておりますけれども、実際にそこにありながら使えないという、非常に高額なために使えないという、趣味のサークル活動の人たちの発表の場を提供していただくという申請に対して、趣味ですからそんな6

万も8万も払ってできるわけではないですよ。皆さん自腹で趣味に没頭しているわけですから、そういう機会を私はこれは行政は率先して与えるべきではないかと思うんです。

ホールは非常に高額というか、料金設定はしてあるんですけども、こういうサークル室だとか、それから研修室、そういうところは無料になっているんですよ。この無料というのはやはり町民の利用、そういうものを考慮したための無料設定ということになっているんでしょうけれども、ホールはいろいろな設備、機具もあります。ホールを使用するときはそのホール使用だけでないですよ。類似した設備全て、ライトからスポットライト、いろいろなものがついてきまして、その附属機器そういうものに対しても幾らと、1点につき幾ら、1点につき幾ら、マイクもこういう演壇も有料、全て座布団の果てまで有料に設定されているわけですよ。私は町外の人が利用するならともかく、町民のためのコミセンホールがそういう事細かに一つ一つマイクからこういう演台まですべて料金設定をしてあるということ、これはやはり考えるべきではないかと思います。

そういう附属設備、機具これの料金設定も舞台装置と、あるいはそういう音響設備といろいろあるわけですけども、これが本当に適切な料金設定なのかどうか、その辺も私たちには理解できないところでありますので、もう少しこの市民活動、文化活動の振興のために私はその辺の利用料金を町民に対してはもっと憂慮すべきではないかと思うんですけども、その点を再度お伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 三村議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

今、確かに高齢者に対してのやさしい政治というようなことで私も立候補して当選させていただきました。そういう中で、確かに前に31カ所から13カ所になったというようなときには本当にびっくりしまして、少ないのではないかというようなお話をしておりましたが、そういう中で、今この選挙投票所の件につきましては、選挙管理委員会というものがございまして、そういう中で討議するものであらうと思っております。これからそういう中で選挙管理委員会のほうがどのような判断を下すか、そういうことも含めまして、私のほうからもそれは言っておきたいと思っております。

また、コミセンホールばかりではございませんけれども、そういう町内の公共施設に対する利用料金が高いのではないかというようなご質問がございました。近隣と大体同じようなそういう料金設定をしておるわけですが、そういう中であっても補助金、その団体に対する補助金の関係、そういうものについていろいろそれぞれの自治体によって違ふだらうと思っております。

確かに補助金が少ない中でのそういうホールを利用するというようなことがあった場合に、確かに高いという感じを受けるのではないかと思っております。とにかく文化団体、そういうのが本当に安い料金の中で利用して、そして活躍していただけることが城里町に

とって本当に大事なことであろうかと思っておりますので、そこら辺のところもこれからの検討課題としてみたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人4名の許可をいたしました。

12番三村由利子君。

〔12番三村由利子君登壇〕

○12番（三村由利子君） 3回目の質問でありますけれども、投票所の件は、選管と相談をしてみるという答弁を町長からいただきました。私もこの投票所については、県のほうの選管において指導をいただけてきました。私も勉強不足でそうだったのかということであれなんですけれども、投票所というのは、その自治体が必要であると認めればこれは数に制限なく設置できるという、自治体独自の判断で設置できるということでもありますので、町長、ぜひとも町長の裁量で選管を動かすような勢いで、この投票所をさらに強固に検討いただいて、本当にお年寄りが投票に行きたくともあんなところまで行けないですよと、今は核家族ですから若い人たちと同居している人ばかりではないんですよ。お年寄り、あるいは夫婦で、あるいは配偶者を亡くして1人で暮らしているおばあちゃん、そういう方たちが投票所に行けなくとも遠くへなんていけなくなってしまったと、そういう投票行動ができないという物理的なことを生じさせているのは、私は行政であってはならないと思うんです。ですから、もう一度その投票所の設置を検討していただいて、城里町として町長のご英断を私は期待するところであります。

皆さんもご存じだと思うんですが、このたび国会で公選法が改正されて、後見人を持つ人にも選挙権を与えるということが決定されました。これは非常に日本の歴史上英断をしたということでありまして、それが7月から既にもう改正法が実施されるということでもありますけれども、この後見人の人たちは、病気や障害があって判断能力を持ってない、欠ける人に対する参政権ですから、ここはやはり非常に難しいところでもありますけれども、それだけ投票権、選挙権というものを国が憲法で保障しているわけでもありますから、非常に遠くなってしまったために選挙、投票行動ができない、言いかえれば選挙権を制限してしまっている、そういうことに対して私はこれはもう一歩も待たずに猶予な機会はなく、即私は選管と協議をなさって、本当に適切な配置数に戻すべきだというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、ホールの利用料金も検討するという答弁をいただきました。とにかくホールで発表するということが自主活動に対しての皆さん自信とそれから自主活動の向上にもつながりますし、そういう場を奪ってしまっているということはこれは問題であると思うんですよね。ですから、町民に対してはこういう優遇措置をするんだということもやはりこれはこの時代に城里町として独自に近隣町村に何も右へ倣えでなくていいと思うんです。町独自でこれは考えていく必要があるかと思っております。料金の設定、この問題もどうぞ検討をしていただきまして、良い結果が出るように町長にはお願いをしたいと思います。

ので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 以上で12番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、7番桐原健一君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

7番桐原健一君。

〔7番桐原健一君登壇〕

○7番（桐原健一君） 7番桐原でございます。

まず初めに、小林教育長、就任まことにありがとうございます。今後ますますのご活躍をお願い申し上げます。

それでは初めに、風疹予防接種の助成についてお伺いします。

国立感染症研究所の発表によると、ことしに入ってから4月28日までに報告された風疹患者数は5,442人に達したと言われております。5月21日付の茨城新聞でも県の健康危機管理対策室によると、ことしに入ってから県内の風疹患者数は、4月24日時点で計58人に達したと報道されました。58人のうち40代男性が14人と最も多く、30代男性が11人、10代女性が8人、20代女性が5人と続いて、30代、40代の男性が全体の約4割を占めております。

患者の8割以上が予防接種歴がないとしているそうです。年代で患者数に差があるのは、子供のときの予防接種を受けたか受けなかったと関係している、4月1日現在、34歳から50歳の男性は、子供のときに予防接種の機会がなかったと、25歳から33歳の男女は、中学校のときに1回あったが、学校での集団接種ではなく、各自が医療機関で受ける個別接種だったため、接種率が低いということです。結果、25歳から50歳の男性と25歳から33歳の女性は免疫がない場合があり、風疹に比較的にかかりやすいと言われております。

今年度は特にこの風疹が全国的に流行しており、免疫を持たない妊娠初期の女性が風疹に感染すると、生まれてくる子供が難聴、また白内障や心臓疾患などの先天性風疹症候群になる可能性が高いとされております。

県内各自治体で風疹予防への助成が拡大しております。本町においても生まれてくる子供の健康を守るため、麻疹・風疹混合ワクチン接種への公費助成を緊急に行うべきと思いますので、町長の答弁をお願いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 桐原議員のご質問にお答えしていきたいと思っております。

毎日、新聞を見ておりますと、新聞、テレビ報道で取り上げておりますように、今全国的に風疹がはやっておるところでございます。

県内の風疹予防接種に関する公費助成につきましては、6月7日現在で44市町村中32市町村で実施、または実施の方向で今検討中というような状況でございます。城里町におき

ましては、風疹予防接種が済んでいるのは、51歳までの女性、未接種の状況にあるのは、34歳から51歳までの男性と51歳以上の男女となっております。助成の対象は、予防接種を受けたことがなく、妊娠を予定している女性とその夫、または妊娠している女性の夫が大半であります。年齢については、多少のばらつきがございます。

けさの茨城新聞にも境町での風疹のことが出ておりました。4月1日以降にさかのぼって適用するというようなことで、専決処分ですってそういう話が新聞等に載っております。

本町における出生者は、年間100人から110人程度でございます。対象者は40人から50人ほどと想定されます。少子化対策の一環として、予防接種の2分の1の補助を対象として助成してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 7番桐原健一君。

〔7番桐原健一君登壇〕

○7番（桐原健一君） ありがとうございます。7月から助成ができるということで、本当に各自治体確かに鹿嶋市においても7月1日から助成始まるということなので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、町公共施設駐車場にマタニティマークの表示板設置について伺います。

妊婦にやさしい社会をとということで、現在少子化が大きな課題になっている中で、妊婦の方々に配慮の行き届いたまちづくりが大事ではないかと思えます。妊婦の方が障害者用駐車場になかなか止めづらいということでもあります。この障害者用駐車場にマタニティマークの表示板を設置して、気兼ねなく利用できるようにしてはどうかと思えますので、お伺いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 公共施設の駐車場にマタニティマークの表示板設置についてとご質問でございますが、車椅子のマークが書かれた駐車スペースは、障害者や高齢者だけでなく、妊婦や乳児を連れた家族でも利用できることは余り知られておりません。マタニティマークにつきましては、厚生労働省から平成18年に発表されたマタニティマークを通した妊産婦にやさしい環境づくり推進事業の一環として普及が図られております。こうしたことを受け、周知も含めまして、試行として妊婦さんがいらっしゃる機会が多いと思えますコミセン、保健福祉センター及び桂図書館というそういうようなところの障害者駐車スペースに簡易的な表示板を設置してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 7番桐原健一君。

〔7番桐原健一君登壇〕

○7番（桐原健一君） ありがとうございます。公共施設にマタニティマークの表示板を

設置するというところでありがとうございます。実は常磐自動車道の駐車場も全パーキングにマタニティマークを設置するという状況でございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますが、次に有害鳥獣を追い払う装置でバリアトーンの助成制度についてお伺ひします。

このバリアトーンは、野生動物が怯えるという音波を人工的に発生させる装置で、取りつけが簡単であり、人体への影響がないとして人気が高まっているようであります。イノシシや熊、猿、鹿のほかにハクビシンやカラスにも効果を発揮し、半径50メートル以内で効果が期待できると言われている装置であります。10分程度で設置が可能で、自動車用バッテリーのほかに家庭用コンセントでも使えると、重さは3キロ程度、大きさは縦12センチの横15センチ、奥行きが25センチ、大きいティッシュペーパーの箱みたいな感じだと思ひますが、メーカーとしては、有害鳥獣対策の効果がなかったという人にぜひ使ってほしいということではあります、この装置なんと20万7,900円と高額であります。本町においてこの助成制度ができないかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） ただいま有害鳥獣を追い払い装置バリアトーンにつきまして、助成制度ができないかというようなことではあります。今、お金の話が出ましたが、20万7,900円という高価格なためになかなか個人ではできないというようなことと思ひます。バリアトーンは、物のひずみや破壊に至るときに生ずるAE波という音波を発生させることで鳥獣に危険な場所と認識させて近寄らせないことを目的にした装置でございます。近隣自治体におきましては、まだ利用実績はございません。

助成制度の創設ということではあります、町といたしましては、有害鳥獣駆除隊を編成しまして、現在駆除を行っております。有害鳥獣の個体数の減少を図ることが最善かと思ひますので、現在の時点では助成制度は考えてございません。

ただ、バリアトーンをやってそこだけはいいかもしれませんが、隣の田んぼ、畑にまた行ってしまわないかと私は思っておりますので、そこだけやってしまうと隣が被害を受けるというようなことにもなってしまうのではないかと思っておりますので、今のところその助成制度につきましては、考えてないというのが私の気持ちでございます。

○議長（小松崎三夫君） 7番桐原健一君。

〔7番桐原健一君登壇〕

○7番（桐原健一君） それでは、今のところ現在考えてないということです。有害駆除隊さんが一生懸命やってもらっているんですけども、最近民家にハクビシンやイノシシが来るということで、本当に駆除隊がやっているんですけども、やはり民家にハクビシンがブドウを食べてしまったりとか、サツマ畑をイノシシに荒らされてしまったりとか、そういう苦

情があります。今後検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 以上で7番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、3番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

3番三村孝信君。

〔3番三村孝信君登壇〕

○3番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問を始めますが、教育長、非常に皆さん町民期待を背負っての船出になるでしょうから、ひとつ健康に留意して頑張ってください。

それでは、最初の質問なんですけど、まず1点目、公園墓地計画の跡地についてであります。

この公園墓地跡地というのは、町長もご存じでしょうが、41町歩にわたる広大な土地があります。この土地については、旧合併前の常北町のときに8,000から1万という大規模な墓地計画がありました。これが当時オオタカが生息しているというようなことで、大規模開発はなかなか許可にならないというようなことから、規模を小さくしてブドウの房状、クラスター状というんですか、そういう開発を計画をしたわけではありますが、1基当たりの販売価格を抑えると完売しても20億近い赤字になると、まして当時公営墓地が近隣市町村で余っているというような状況でありました。そのためこの開発を断念します。白紙撤回をした中で合併を迎えます。この合併を迎えて前町長の金長町長が支払い利子等も含めると約10億円で町有地とし、墓地という用途の縛りを解きます。そして、その後阿久津町長が就任するわけでありまして、ずっと流れからみるとやはり10億円という町費を投入して購入した土地でありますから、やはり有効利用をするという必要があると思います。そういう中で、現在町長、この計画跡地に町へ何か土地利用の働きかけがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） （3）番まで、続けて下さい。

○3番（三村孝信君） 3番までいったほうがいい、3番までいいというので言いたいです。

○議長（小松崎三夫君） 3番は（3）です。（3）。

○3番（三村孝信君） そうですか。

それでは、答弁の都合上、順番どおりやったほうがよさそうなので、順番どおりやりましょう。

まず、これは実際にそういった何か計画があるのなら町はそれを優先して私はいっているんです。ただ、この墓地計画の後に私がなぜこういうのを提案しているかというのは、一つはオオタカの希少種解除検討というのを環境省が行っているんです。環境省の発表によると、個体数は十分回復したと、関東地方周辺だけで今約5,800羽になっている



というんです。このオオタカがふえるということは、そのオオタカが捕食する動物がふえているということなので、環境がかなり改善されているというようなことらしいです。そういうまず条件の変化が一つ。

それと墓地に対する国民の墓地需要の考え方が変わっているということなんです。一つは樹木葬という考え方なんです、これは前に常北町のころも提案されたことがあるんです。ただその当時は、今ほど樹木葬に対する認識とか需要というのはなかったと思うんです。ところが今、都立小平霊園で樹木葬の募集をかけたところ、500基に対して16.5倍という応募があったということなんです。

ここにも資料というか、あるんですが、まず家族の墓地としての継承を望むよりも気の合った人同士と眠りたい、ペットと一緒に眠りたい、死んでまで夫と一緒にいたくない、それから木の下で眠り、自然にかえることができている、それから自然を守るとい、里山を守るとい、このコンセプトが共感できる、それと、今一番多いのがなんと散骨という方法が今非常に好まれているというんです。これは1999年、岩手県一関市の祥雲寺、臨済宗のお寺が樹木葬というのを始めたというようなことなんです、なんとこの後、海や山などに細かくした遺骨をまく散骨、こういったことが主流になりつつあるというんです。

既存の墓地で墓地管理料を払わないために荒れ果てているという墓地がたくさん今あるということで、そういうことを考えて、41町歩の中の幾ばくかの土地でできるわけでありますから、こういうことも念頭において、自然保護の観点からもいいのではないかとことでの提案なんです。

以上、これで3つ目まで言ったと思うので、ひとつ答弁のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 三村孝信議員のご質問にお答えをしていきたいと思ひます。

平成8年から上入野地内の山林約41ヘクタールに公園墓地として進められてきた計画でございますが、事業縮小を経まして事業休止、そして事業中止となった経緯がございます。これは墓地公園としての事業中止となった経緯がございます。その後、国有林買ひ受けのときの用途指定の変更、開発許可等の取り下げ手続を経まして、公園墓地と違つた形での土地利活用を検討してきたところでございます。

現在、過般の全員協議会で説明いたしました民間事業者からの計画跡地を活用した太陽光発電施設メガソーラーの提案により、事業計画及び具体的メガソーラー提案により事業計画、そういうのを今協議をしているところでございます。このようなことから、過去の経路を踏まえまして、樹木葬による墓地計画は現在のところ考えておりません。

核家族化が進んだ現代において従来の形にとらわれない新たな形式の墓地があることは認識しておりますが、墓地を求めるのは先祖から引き継いだ墓地を持たない都市住民が大

半ではないかと思っております。交流人口としては考える余地があるかもしれませんが、今のところ私としては考えていません。

公園墓地のその跡地面積が広く、絶滅危惧種オオタカが生息していると言われまして、その当時開発が頓挫したというようなことが今三村議員のほうから話がありました。そして、近年全国的な再調査が行われまして、オオタカの個体数がふえたことが確認されまして、指定の見直しが行われていると聞いております。これを受け、太陽光発電業者より立地の条件のよさから事業地としての利用の相談を受け、現在提案業者と施工に関する検討を行っているところでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

〔3番三村孝信君登壇〕

○3番（三村孝信君） わかりました。ぜひソーラーというようなことなんですが、そういうのを町のほうで検討していると、これは今の段階で業者名やなんかは言えないことでしょうか、それは結構です。ただ、ぜひ有効利用をしてください。

山全部この41町歩全部をソーラーというわけにもいかんでしょうから、環境保護の面からもこういった公園、樹木葬を利用した公園というのをぜひ頭に町長入れておいてください。

そういうことで1番目の質問は終わりにします。

2番目なんですが、中学校再編についてお伺いをしますが、まず再編というか、七会中学校の今新学期の状況についてお伺いをいたしたいと思えます。

今春、七会中学校の新入生の半数近くが常北中学校のほうへ入学したというようなことなんです。実際半数というより多いんですね。11人のうち7人が常北中へ通っているというような状況なんです。その理由というのをこれは町長、それと教育長にもお尋ねしたいと思うんです。

それとあわせて学区外の中学校へ通うためにはどういった理由で通っているのか、また越境が許される場合、それから許されない場合というのがあると思うんですけれども、それをこれは教育長のほうへお聞きしたいと思えます。

それから、今後町内の中学校の再編について計画はあるのかというんですが、これはちょっと質問の仕方が乱暴だと思うんですけれども、再編計画というよりも今後10年間ぐらいで生徒数がどのように推移していくか、教育長、資料をお持ちだと思うので、それをお願いしたいんです。その後にそれを聞いてその後再編について計画を練りましょう。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） ただいま三村議員のほうからお話がありましたように、今春、七会中学校の新入生の半数近くが常北中へ入学されました。その理由はというようなことですが、七会小学校の卒業生は11名おりましたが、そのうちの男子5名、女子2

名の合計7名が常北中に進学いたしました。その理由は、自分の入りたい部活が七会中にはないと、どうしても生徒数が少ないものですから、部活動につきまして物足りないといえますか、そういう意味でどうしても希望する部活に入って活動したいということで、常北中に進学したと聞いております。

今後の見通しと中学校の再編についての質問も後で出てくるようでございますが、今後七会中学校は、ますます生徒が減少する傾向にございます。しかし、現在のところ町内中学校の再編計画ということでは計画しておりません。しかし、10年後には常北中でも135名、桂中でも60名、そして今のままでいけば七会中でも10年後にはマイナス3名と、そして合計で200名の生徒が少なくなるというようなことが今数字の上で出てきているわけでございます。

詳しくは教育長に答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） それでは、ご質問にお答えいたします。

学区外への変更の理由でございますが、今町長が答弁いたしましたとおり、七会中学校にない部活動でどうしても活動をしたいと、そういう強い希望があった場合のみ今回の学区外通学を認めたという経緯がございます。そういうことでよろしいでしょうか。この1点でございます。

それから、これから先のということで七会中のということですが、確かにご指摘のとおり11名の七会小の卒業生がおります。そのうちの7名が常北中学校へということで、今申しましたような理由で入学をいたしました。本年度七会中学校は、34名の生徒数ということです。若干常北中学校がふえて382名のこれは全校生徒です。七会中の1年生はちょっと寂しいですが、5名ということで減ってしまいました。来年度のことを考えますと、来年度に向けては現在小学校に15名の6年生がおります。この15名が七会中学校へ入学するという仮定のもとで考えていきますと、七会中学校は合計33名になります。ところがことしと同じように部活動をどうしても常北中でというお子さんが出てこられた場合には、絶対だめというわけにはまいりませんので、そここのところは認めていかざるを得ないと、そうしますと15名のうち10名程度、ことしと同じ割合でというようなことになれば、そういうことになっていくと考えたくはないんですが、そういう危惧が起きます。そうしますと、10名少なくなると5名の入学ということになれば、来年度は33名だったところが23名になってしまうと、その次の年は16名今5年生がおりますので、その児童が七会中へみんな入ってくれば36名になる予定なんですが、同じようなことが起こってしまうとなれば、現在よりも20名減ってしまうというようなことが危惧されます。そうしますと、何と36名から20名を引きますと16名になってしまうと、こういうことになってしまいますと学校教育というのがちょっと心配になってくるということが懸念されます。

ですので、今昨年度の経緯から申しまして、統合は時期尚早ということで、地域の方ともう少し話し合いを深めながら今後のことを考えていきたいと思いますということになっております。そういう中で、やはり早急に今後のことを考えて動き出さなくてはならないという七会中の現在の状況があると思われまます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

〔3番三村孝信君登壇〕

○3番（三村孝信君） 丁寧な説明ありがとうございます。教育長はかなり今の現状に対して危機感を持っているということがわかりましたので、非常に結構なことというか、大変なことだと思うんですけども、これは部活動が理由だということで、それは生徒の希望をかなえてあげるとするのは非常にわかります。ただ、七会中にない部活動だからということなんでしょうけれども、残された生徒のこと、それからあとは七会小ですと一緒の学んできて父兄、PTAかそういった気持ちの問題、そういったことも十分考慮すべきだと思うんです。指をくわえて見ているわけにはいかないと思うんです。こういった形で、教育長が今おっしゃったように来年度もこういったことが起こることが予想されるというようなことであれば、これは地域の声を待つというのも一つでしょうが、行政からも働きかけて解決を急ぐということが大事なのかなと思うんです。

私は、かねがね言っているように、合併によって過疎地というか、人数の少ない地域が人口の少ない地域が衰退してはならないということはずっと思っているし、言っているんですが、今回本当に残念な結果だと思うんです。合併によって七会中というすばらしい伝統ある学校がある面という存続の危機にあるというようなことだと思うんです。町長、七会中の卒業生でしょうから、その辺から思い入れもあるでしょうし、判断は町長含め教育長、執行部で判断していくことになるんだろうけれども、地域の声とそれからその生徒の、一番は生徒だと思うんですけども、そういうことからスピード感を持って対処してもらいたいと思うんです。ひとつよろしくお願いします。

町長、一言あればどうぞ。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 七会中学校のこれからのことにつきましてでございますけれども、子供のことを最優先に考えて、そして住民の皆さんとお話し合いの機会を持ちまして、そして結果を出していくということが行政に課せられた使命ではないかと思っております。そういう中で、PTAの方々とお話し合いを持つ機会を持って、子供のためにやるというようなことで考えを持っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

〔3番三村孝信君登壇〕

○3番（三村孝信君） かたい決意と受けとめました。教育長ともども頑張ってください。

続いて、3番目、都市計画についてなんですが、都市計画については、副町長が非常に詳しいので、副町長に質問したいところですが、町長にしましょう。

これは昭和56年で間違いありませんね。都市計画決定がなされて、都市計画決定されるまでが大変な、国の認可がおりるまでがなかなか大変で、都市計画審議会やなんかの組織もつくって大がかりにやるんですが、一度決定されるとこの都市計画を変更するというのはなかなか大変だと聞いています。しかし、昭和56年から59年思い出してください。右肩上がり、経済が発展していて、しかも旧常北町は、県下でも一、二番というぐらいの人口増加率を示していたころのことなんです。乱開発等を防ぐというような意味も含めて都市計画が決定されたんですが、それから約30年たっていますが、今この用途地域設定で商業地域、それから第一種住専、第二種住専、町の状況を見てもらうとわかるように、非常に用途地域を設定した時期と異なって町は商業地域にしても衰退しているというような感じが見受けられるんです。

逆に言うといろいろなまちづくりというか、町の再開発やなんかにしても復興というか、商業地域なんかの再編等についてもいろいろな縛りが今度は逆に邪魔をしているようなところがあるんです。この都市計画について町長は率直にどのように考えているのか、まずそれ最初にお聞きしたいと思うんです。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 三村議員のご質問にお答えしていきたいと思えます。

本町では昭和56年に常北地区の一部を都市計画区域と定め、さらにこの中の石塚中心部については、用途地域が設定されております。この用途地域内には国道123号バイパスが開通する予定でございますので、これにあわせバイパス沿線の用途地域の見直し作業を現在進めているところでございます。

見直しの方向につきましては、現在バイパス予定地周辺は、第一種低層住居専用地域となっております。これは2階建て程度の戸建て住宅、アパート主体の住宅用地でございまして、規模の小さな店舗は建てられません。コンビニ等も不可能でございます。これから123号バイパスが通ることにつきまして、今後都市審議会等を経まして決定されるものでございますが、国道沿線に即した建築物が建てられるような見直しはなされるものと期待しております。

詳細については、担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長富田和明君。

〔都市建設課長富田和明君登壇〕

○都市建設課長（富田和明君） ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

現在の都市計画は、将来の土地利用計画の実現に向けまして規制、誘導するために設定されているものですから、安易に変更するものではないと思われまます。今回の見直しは、都市計画道路が整備され、土地利用の利用性が異なったことによりまして見直すものでございますので、ご了承をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

〔3番三村孝信君登壇〕

○3番（三村孝信君） 町長の答弁でバイパスのほうは見直すと、当然見直してほしいと思っていたので、非常にいいと思ひます。

とにかく第一種住専はこの辺もそうなんですけれども、ダム事務所のあたりも第一種住専なんだけれども、診療所とかああいう介護施設つくれるんですよ。商店やなんかできないということで、やはり見たとおり介護施設ばかりになりました。そういうことなので、大幅な見直しは本当は考えているんでしょう。大体30年前の都市計画が時代に合わないなんていうのはわかるわけです。だから合うものにしていこうと、課長の答弁は本当に優等生のすばらしい答弁だけれども、心に響かない、そういうことで、町長、再度考えてはいるのかどうか。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 考えております。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

〔3番三村孝信君登壇〕

○3番（三村孝信君） ありがとうございます。ぜひ積極的なまちづくりに取り組んでください。

以上です。ありがとうございます。

○議長（小松崎三夫君） 以上で3番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、1番菌部 一君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

1番菌部 一君。

〔1番菌部 一君登壇〕

○1番（菌部 一君） 1番菌部でございます。

通告に従いまして一問一答方式で質問を行いたいと思ひます。

質問に入る前に小林教育長のご就任を心からお祝ひを申し上げます。先ほど三村議員のほうから私どもの出身の七会中学校に関してご質問もありました。私も地元議員としてこれは心に強く感じておりまして、子供たちを中心に考えていかななくてはならない事柄だと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、私はこれから進む、今も進んでおります高齢者福祉、介護、医療についてお伺ひをいたします。

第1点目は、少子・高齢化の進む中で、住民が安心して生活ができ、老後を迎えたときに利用者本位の高齢者の自立支援利用者による選択のサービスが受けられる体制が整っているのかどうかをお伺いをしたいと思います。

2点目は、次期策定される高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業の計画が町長より諮問されると思いますが、その中に特別養護老人ホーム等の増設を考えておられるのかどうかをお伺いしたいと思います。

3点目は、町内の医療の現実であります。

今まで町の医療の中核を担ってきた城北病院が一昨年に関東大震災により被害を受け、水戸市内に病院を建設中ということでもあります。四倉医院においても休院となっております。町の中心の医療がぽっかりと穴があいてしまいました。そのような中で、城里町国保七会診療所は重要な位置と考えます。

町長は今回の選挙の公約の中で、地域医療の確保を挙げておられました。今後城里町国保七会診療所をどのように運営をされていくのか、以上3点をお伺いして第1回の質問とさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 1番の菌部 一議員のご質問にお答えしていきたいと思っております。

本年3月の第1回議会定例会の施政方針の中でお示しした高齢者福祉の充実ということで、高齢者の方が健康で生きがいを持って暮らしていける環境づくりを進めていくということで、介護サービス、それから住宅サービス等の充実及び向上を図り、高齢者の健康状態に応じたきめ細かいサービスの提供に努めてまいりたいと思っております。これには保健事業につきましても集団検診や健診体制の充実を図り、生活習慣病対策としての特定健診の推奨に努めてまいりたいと思っております。医療につきましても安心して受診できる医療施設の充実と近隣二次医療機関との連携を促進してまいりたいと思っております。

次に、特別養護老人ホームが今度の平成24年度から26年度までの計画で終わるわけですが、第6期の介護保険事業計画につきましては、27年度から29年度までの計画を策定するものでございますが、そういう中に特別養護老人ホームの整備の可能性というようなことで今あったかと思っております。

現在、城里町には、特別養護老人ホームが民間で1カ所設置されておりますが、現在41人の方が入所を希望しているようでございます。入れないでいられるという方が41人おられるわけでございますが、そういう中で町内の方が27名、町外が14名というような空きを待っている状態でございます。

ただ、本町における特別養護老人ホームの整備の可能性でございますが、現在城里町のそういう人口とかでこれは計られるのではないかと考えておりますが、県より8床しか示されておられません。そういう中ではなかなか難しいのかと考えております。

それから、医療機関につきまして本当に町内の四倉医院さん、それから城北病院、この前の地震に少しやられまして今やめてしまったような中でございますけれども、七会診療所につきましては、国民健康保険運営協議会委員の皆様の深いご理解によりまして、建設検討委員会も立ち上がりまして、第1回の委員会を開催されたわけでございます。今後そういう中で建設検討委員会の皆様にお諮りいたしまして、地域医療の提供の体制の維持に努めたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 1番 菌部 一君。

〔1番 菌部 一君 登壇〕

○1番（菌部 一君） ありがとうございます。

続きまして、2回目の質問に入らせていただきます。

集団検診やがん検診等病気の早期発見、早期治療は、ご本人、家族にとりましても町の保険料負担の軽減にもつながりまして、大変よいことだと思いますので、今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

さて、私が今回の質問の中でさきに平成23年の第4回目の定例会の中でも特別養護老人ホームの増設をお願ひしたわけでありまして。町長のご記憶にもあると思ひますが、現在、第5期介護保険事業計画の中でも特別養護老人ホームの利用者増は若干でありますけれども、見込んでおられるようであります。先ほどの答弁の中で、現在入所申し込み、待機者が40人ということをお伺ひしました。県のほうでは8床しか示されてないということなんです。どういうことなのかお伺ひをしたいと思います。

また、城里町国保七会診療所の件ですが、検討委員会が立ち上がったということで、大変喜ばしいことと思っております。地域住民を初め町民が安心して治療を受けられるよう委員各位のご尽力によりまして、施設設備が進むことを心からお願ひを申し上げます。

再度町長のほうにも特別養護老人ホームのことを確認をしたいんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君 登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（小松崎三夫君） 健康福祉課長田口喜一君。

〔健康福祉課長田口喜一君 登壇〕

○健康福祉課長（田口喜一君） それでは、菌部 一議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

今、空き待ちは先ほど町長が申し上げましたとおり41名でございます。県より先ほど示されているのは8床でございますが、もう1カ所民間で50床の特別養護老人ホームができております。この辺の8床の数字につきましては、県のほうから示されたとおりでございますので、今後希望者等がふえていったりする場合にははふえる可能性はあると思ひますが、



今のところは8床ということでございますので、ご理解をしていただきたいと思います。  
以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1 番 菌部 一君。

〔1 番 菌部 一君登壇〕

○1 番（菌部 一君） 答弁ありがとうございました。ただいまちょっと私も42名と言ったし、課長41名、41名でいいんですよ。

○健康福祉課長（田口喜一君） 41名でございます。

○1 番（菌部 一君） わかりました。県のほうから8床しか枠としてはないというお話しなんですけど、私はしつこく2回続けてこのことを申し上げましたのは、町長、課長を初め皆様方ご承知のとおり、この特別養護老人ホームは、一番安い料金で入所できる施設でございますので、いろいろ障害等はあるのかもしれませんが、どうか実現できるように関係者各位のご努力をお願いして、第2間に入りたいと思います。

町の基幹産業であります農業振興であります。

平成23年度にななかいの里のコシヒカリ、桂のレッドポアローの2品目が町のブランド推奨品に認定をされました。また、平成24年度には古内茶、しろさとトマト、コケッコー米の3品目がブランド推奨品になったわけでありまして、これらは各生産者にとりましては大きな喜びであります。今後これらの5品目に続いて町としてブランド推奨品をふやしていけるのかどうかをお伺いをしたいと思います。

2点目は、これらブランド推奨品となりましてもなかなかお客様にはその良さがわからず、販売面でも苦勞されている事実がございます。もちろん生産者の方々も独自に販路拡大に努めているところではございますが、町としてもPRに努めてブランド推奨品を有利に販売できるよう、その方策を生産者ととも考えていただきたいとの声を聞くわけでありまして、また、それら推奨品を食べるものとすれば、お米とかお茶で実際に食べることができる場所、店舗等が少ないのではないかと思います。その点町としてはどのように進めていくのかお伺いをしたいと思います。

また、3点目として、ブランド推奨品等を推進する窓口担当者も必要だろうと思っておりますので、その点をあわせてお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） ブランド推奨品の数をふやすことについてでございますが、本町の農産物に付加価値をつけまして、そして生産者の安定した収入確保を目的に、平成23年度には赤ネギ、レッドポアローとななかいの里コシヒカリの2品目について町のブランド推奨品として認定し、PRと販売促進に努めてまいりました。今回、平成24年度古内茶と県からいばらきエコ農産物に認証されておりますしろさとトマト、また環境にやさしい米づくりのコケッコー米の3品目を追加したところでございます。

今後こういうブランド推奨品もっと増やすことがあるのかというようなご質問もございましたが、今後は農産品にこだわらず工芸品等も含めた中で、総合的にブランド推奨品を認定しまして、積極的にPRをしていく必要があるかと思っております。

また、これらの町のブランド品を有利に販売できるような方策についてでございますが、販売促進とPRを農業生産者だけで行うことは大変無理があるかと思っております。販路や販売方法につきましては、地元農協や県の普及センターなど関係機関と連携いたしまして、お互いの経験を生かしながら城里町ブランド推奨品を推進していく必要性を強く感じております。さらに町や県で主催するイベント等にも積極的に参加しまして、PRをしていきたいと考えております。

今回ブランド品として推奨した商品が食べられるところといいますが、今回推奨したのは、赤ネギとか米とか古内茶、それからトマト、コケッコー米というようなものでございますので、食べられるところというのはなかなかできないのかと思っておりますが、販売されている場所、店舗につきましては、町内においては特産品直売センター「かつら」、物産センター「山桜」、また水戸農協のAコープ、茨城中央農協のAコープなどで積極的に売ればいいのかと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 1番菌部 一君。

〔1番菌部 一君登壇〕

○1番（菌部 一君） 議長、申しわけありませんでした。先ほどの第1回目の質問の中で農業従事者の高齢化、若者の農業離れについて質問を漏らしました。続いてやりたいと思うので、よろしくをお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 質問しても構いません。

○1番（菌部 一君） 現在、農業を担っておられる方々は60代が若いほうで、70代、80代の方が現役で頑張っておられるのが現状ではないでしょうか。加えて国の減反政策、TPP問題もあり、そういう中で国民の食を担う農業従事者、若者の生産意欲が失われておると思います。これらの方々に町としては後継者育成をどのようにされるのか、また助成されるのかをお伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 農業者の後継者育成についてでございますが、町の基幹産業であります農畜産林業に携わる方々の高齢化、耕作放棄地の増加や後継者不足につきましては、きわめて深刻な問題であります。人と農地の問題や地域農業の将来については、地域の課題としてとられていくことが重要であると考えております。

町といたしましては、農林水産省で制度化しております人・農地プランを推進しまして、後継者育成を含め、さまざまな課題に取り組み、就農者の増加を図っていききたいと考えております。よろしくお申し上げます。

先ほどの質問の中でブランド推奨品を積極的に推進する窓口の設置についてでございますが、現在産業振興課内で行っておりますので、現状の形で今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 1番 菌部 一君。

〔1番 菌部 一君 登壇〕

○1番（菌部 一君） ありがとうございます。やはり行政と生産者、そして農協さんを取り込んだ三者一体の販売体制も非常に大切かと思えます。また、今後はほかの町内の特産物もブランド品ということで伺っております。これからはやはり農業ばかりでなくて、町のよさをほかにPRしていくのも大切なことと考えます。

また、一部であります。地産地消の考え方で町役場等で今回ブランド品になりましたお茶、古内茶等も使用されて、やはり実際に使っていただくのも大きなPRの力になるのかと思えます。

また、米等についても、現在のお話では、担当者も今までの産振課の中で担当者として進めていただくということでございますが、やはりほかの自治体の体制を見ますと、大子等でも昨年は私も静岡で実施されましたお米日本一コンテストに出席をさせていただいた中で、副町長さんもおいでになりまして、やはり町の体制の姿がかいま見ることができたわけでありまして。そういうことでございまして、本町も町長は農業は町の基幹産業とおっしゃっているわけでありまして、今後ともどうぞ力を入れていただくと指導いただくことを心からお願いをするものであります。

また、農業従事者の方の件につきましては、本町ばかりではなくて、国・県との連携をとりながら若い方が農業に取り組む意欲を持てるようにこれからもご尽力をさせていただくことを心からお願いを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で1番 菌部 一君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後は通告番号5番、杉山 清君の1回目の質問から入りますので、よろしく願いをいたします。

午前11時45分休憩

---

午後 1時02分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号5番、杉山 清君の1回目の質問から入ります。

なお、ただいま2番 余水紀夫君、12番 三村由利子君が早退をいたしました。

次に、通告第5号、11番 杉山 清君の発言を一問一答方式より許可をいたします。

11番 杉山 清君。

〔11番杉山 清君登壇〕

○11番（杉山 清君） 11番杉山であります。

今回は、7項目12の質問をさせていただきます。

質問に入る前に、新しくご就任されました教育長、また関係課長に心よりお祝いを申し上げます。

それでは初めに、感染予防についてお伺いをします。

この件は先ほど桐原議員のほうからも質問がありましたが、私は町の対応として、今後感染症という形の中で流行の病気等が出た場合にまず専決処分という形の中で町長は執行していただけるのかどうか、その点をお伺いをします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 杉山議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

感染予防ということにつきましては、本当にそれぞれの人々の大変大事なことでございます。そういうときに感染予防について専決処分、予算がなかった場合などについて専決をしてもやるかというようなことだと思いますが、もしそういう事態に陥った場合には、やはり専決処分というのは大事なことでございますので、予防のためにはやっていきたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人2名を許可をいたしました。

11番杉山 清君。

〔11番杉山 清君登壇〕

○11番（杉山 清君） 感染症には多くの病気があると思いますが、病原が、まず感染されない、そしてそれを広げないという形が大事だと思います。きのう、おとといですか、風疹の患者さんの全国の数字が出ました。たしか9,200名強の数だと思います。どうか今後はいかなる病気においても感染症の場合は専決の中で執行していただくことをお願い申し上げます。

2番目の質問に入ります。

奨学金の今後の対応についてであります。まず平成25年4月末現在の奨学生、数は49名です。これの高校、大学の内訳と返済、返還ですね、滞納額の合計について教育長に答弁を求めます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 町の奨学資金制度につきましては、経済的な理由によって就学が困難な方に対し、学資を貸与し、就学機会を確保することを目的としておるところでございます。私個人の考えといたしまして、貸し付け条件等につきましては、現在でも高いハードルではないと考えておりますが、貸し付け、返済等の現状については、教育長のほ

うから答弁させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） 今、町長の答弁がありましたように、町のほうから貸与している奨学生ですが、私のほうでつかんでいるデータによりますと、平成24年度末現在で44名の奨学生がおります。合併後の奨学生は13名に貸し付けをしております。総額が1,284万円というような金額になります。

返済状況については、計画どおりに大体の方が返済してくださっていますが、現在返済されないでいる者が9名おります。滞納額は380万円程度になっております。

合併後ですが、申請があった案件で不採用になった者、そのハードルが高いというご指摘だったんですが、不採用になった者は7件あります。ただ、その7件について個々に見てみますと、所得がどうしても多かったということで、その対象にはならなかったということで、不採用になっております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

〔11番杉山 清君登壇〕

○11番（杉山 清君） 今回奨学金の質問をあたるに当たって、実は奨学金の質問は、合併前にもした経緯があるわけでありまして。その当時枠拡大、それと金額の返済形態ですか、そういうものを質問した経緯があるわけでありまして、今回は返還に対しての金額が合併してからの金額が大体約95%ですよね。それをどのような形の中で解決していくか、滞納されている方がもし返済が大変だという形ならば、やはり返還の期限の猶予制度、もしくは減額返還制度ですか、そういったものを入れた中でやはりやっていくことが大事だと私は思います。それとやはり民主党政権になってから高校授業料の無償制度とかそういう中で、高校生の借り入れというのはやはり少なくなっております。24年度はゼロでありましたよね。25年度が3名という形ではありますが、いずれにしても、全国の貧困率、先月出された数字が15.7%ですから、できるだけ枠を広げていただきたいと思う次第であります。そういう形の中で、借り入れ制度に対しての改革がどのようにしていただけるか答弁を求めます。よろしくお願ひします。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） お答えいたします。

その前に先ほど奨学生の数が44名と申しましたが、平成25年度の3月末の人数です。訂正させていただきます。24年度末と言ったかもしれません。訂正いたします。

今、杉山議員からご指摘がありましたように、滞納というか、返却ができてない、返済ができてないという人については、奨学生については、連帯保証人というような形で何と

か焦げつきを少なくするということですので、それについては何ら問題はないと思います。いろいろなところで高校のほうでも連帯保証人という形で保証人を立てて入学を許可するというようなことがありますので、そういうことで町としてもその奨学金を貸し出すときの連帯保証人というのは大丈夫だろうと思います。

ただ、今貸与しています基準を下げるということは、現在のところ考えておりません。ただ、生活がやはり苦しいという場合については、いろいろな事情があります。単に所得だけで決めているわけではございません。兄弟の数とか、家庭の状況とか、そういうことも踏まえて考えておりますので、前向きに検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

〔11番杉山 清君登壇〕

○11番（杉山 清君） 奨学金についてはわかりました。やはり返還者の解決、それと保証人枠を第三者に入れるという形の中でどうか進めていただければと思います。

次に、3番、地域防災についてお伺いをいたします。

この件に関しては、一昨年の3.11後の計画として出されたわけでありまして。まずこの中で原子力対策、これは震災後この地域はUPZすなわち緊急防護措置を準ずる区域に指定されたわけでありまして。30キロ以内であります。町としては面積の約3分の2強、それと住民1万9,000人強が含まれるわけでありまして。この区域の対策を町としてどのように考えているのかをお聞きします。よろしくお願ひします。

（2）のほうに入ります。

女性消防についてであります。これはOB消防も含まれます。この件については、何度か質問をし、今までに一番初めの質問の中では、県内の自治体ではたしか取手がやっております。その当時やれば県内でも2番目ぐらいにできた女性消防であるんですが、今回44自治体の中で37ですか、自治体が女性消防ができておりますが、町長はこれらの組織を考えているのかどうかお伺いをいたします。

それと3番目、消防の施設と装備についてお伺いします。

44分団でトイレがない分団が数多くあります。これは何分団ぐらいで、今後予算として期間どの辺ぐらいで設備を考えているのかどうかをお伺いします。

それと、コンクリートの防火水槽、これ大変道路の脇にできているのはいいですが、道路の拡幅とか、土地の権利者の名義の書きかえとか、また借りているおたくの都合等によって移転が大変困難な、また費用がかかるという形であります。今後町は金属製の移設が可能なタンクに変えるような考えはあるのかどうかお伺いをします。

（3）の3番目です。J－A L E R Tこれについてお伺いします。

この連絡方法、これは常北、桂、七会と防災無線等の方式が違います。その対応として桂、七会の連絡はどうなるのか、その点をお聞きします。

それと山林火災と水難救助の装備についてお伺いをします。

今現在、山林火災のシェルター、それと水害、水難救助の救命胴衣、この数はどのぐらいあるのか、今後どういうふうにならしていくのかをお聞きします。

4つ目、これは防災には入れてあるんですが、建設課の担当だと思んですが、水害対策についてお伺いします。

この件は、私議員になって14回目です。13回お願いしていますが、なかなか前に進まない計画であります。ぜひ人災とならないような形の中で継続に進めていただきたい、昨年質問したときには、町長はいち早く県のほうに要望書を出していただきました。関係課長も一緒に行っていたわけですが、特に場所としては上坪、これの水の改革、江川根古屋橋の問題になってきますが、ぜひ早めに対策を打っていただきたいと思います。その辺は今後どういうふうを考えているのかお聞きをします。

それと5番目、災害協定の問題であります。町には事業所の協定があると思いますが、昨年質問したときには24社で今回1社増えたわけですが、ぜひ町外、そして(1)で挙げたように計画案の中で原子力対策の中で考えると、町外の自治体と手を組んでいかないとこの避難先というのが見えてこないわけです。ですからその辺をどういうふうと考えているのかをお聞きします。よろしくお祈りします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 杉山議員のご質問でございますが、地域防災計画というような中での今回新しく原子力規制というようなUPZが入ってきたというようなことについてのいろいろな面でのご質問かと思っております。計画の変更についてでございますが、原子力規制委員会は、原子力災害指針を一部改正し、防災対策の重点区域（UPZ）の目安を今まで半径10キロ圏から今回30キロ圏に拡大し、この区域に入る自治体には、地域防災計画に原子力対策編を策定するよう示されております。

これを受けまして、平成24年度に城里町地域防災計画に原子力対策編を新設した改定を行い、平成25年3月25日に城里町防災会議において成案しておるところでございます。

原子力規制委員会の指針や茨城県地域防災計画において広域避難計画や緊急時のモニタリング、安定ヨウ素剤の投与体制などまだ明確に示されておられませんので、今後適時に修正を加えていきたいと考えております。

それから、女性消防団と消防団OBの組織についてでございますが、確かに前にも質問がございました。県内の消防団の結成におきましては、36団体513名となっており、全国的にも年々増加しております。

一方、消防団員数は社会情勢の変化等から全国的に減少傾向にあり、自治消防の機能低下が懸念されているところでございます。

女性消防団の導入につきましては、女性の特性や視点を生かした火災予防に関する広報

活動、子供やひとり暮らしの高齢者を対象とした防災指導、またAEDを使用した救急救命講習など女性特有の生かした消防防災の普及が期待されているところでございます。

女性消防、OB消防の導入につきましては、消防団、自主防災組織と協議するとともに、元消防団員で組織するOB消防の処遇や保障制度についても調査してまいります。OB消防の導入については、困難な状況が想定されているところでございます。

それから、消防施設についてでございますが、詰所の施設整備の消火設備の全分団への配置についてでございますが、消防団の詰所は、消防ポンプ車の格納のほか、消防団活動の拠点として十分な機能を有する施設とすることで団員の士気を高め、地域の消防防災活動を円滑に行うための重要な施設でございます。

現在、消防団詰所は44カ所ございますが、施設は全て合併前の建物であり、合併後に新設した詰所はございません。施設の設備はさまざま、車庫機能のみの施設、車庫と会議室を兼ね備えた施設、さらには水洗トイレやテレビを備えた充実した施設もございます。各詰所によって合併前の詰所に対する考え方や建築年数の違いから消防詰所としての機能が大きく異なっておりますが、給水施設などの設備は、消防団員の処遇や活動環境にかかわってまいりますので、諸施設の現状を把握しまして、団員の意見を聞きながら順次検討していかなければならない事柄だと思っております。

あとJ-ALARTにつきましては、担当課長のほうから説明させます。

それから、消防団の詰所の施設としては、ジェットシューターや水防用ライフジャケット等の資機材につきましても、分団に格差が生じないように配備することで、災害に消防隊が迅速的にかつ的確に対応できるよう整備を進めてまいりたいと思っております。

それから、水害対策についてでございますが、局地的にかつ短時間に激しく降るゲリラ豪雨は、近年特有の現象でございます。特に水害対策が未整備の流域では、橋梁の水没や道路冠水などいろいろな被害が想定されております。特に一級河川江川につきましては、江川水門設置により那珂川からの氾濫被害は解消されましたが、周辺部につきましては、低地帯であるため、例年台風時の大雨等により冠水被害が発生しておることは承知しております。

このことから、毎年県に対しまして、当該河川改修促進を要望しておりますが、事業実施に至っていないのが現状でございます。今後も河川整備につきましては、県に強く要望し、水害を防止する総合的な治水対策の強化に努め、風水害等の自然災害に強くて安心で安全なまちづくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

これと同じように桂川、江川を初め県が管理する河川が13ございます。大雨の洪水や氾濫を防止し、住民の安全と資産を守るために河川の治水対策が大変重要と考えております。県町村会要望を通じて江川、藤井川を、県央地域の市町懇談会を通じまして、江川、西田川、藤井川、大谷原川について毎年要望活動を行っているところでございます。



災害協定でございますが、本町では現在町内の25事業所に災害協力事業所として登録いただいております。災害発生時に活用できる資機材や車両を提供していただけるよう協定を結んでおります。この制度は町内の事業所に登録をお願いしておりますので、有事の際には必要に応じた資機材の提供が迅速に対応できることという利点がございます。今年度からホームページに掲載し、町内事業所への周知を図っているところでございます。

また、いばらきコープ生活協同組合や生活協同組合パルシステム茨城と災害時における必要な物資の調達に関する協定を昨年度に締結しております。

今後も大規模災害に備え、自治体や関係機関、さらには事業所等との協定を積極的に締結してまいりたいと考えております。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） それでは、杉山議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

災害対策についての（3）番の消防施設の装備についての中で、町内に44カ所の消防団の詰所がございますけれども、トイレの設置の有無の詰所の数については、現在まことに申しわけございませんが、把握をしてございません。

次に、防火水槽を金属製のタンクにという件でございますけれども、年に1基ないし2基地主さんの要望により防火水槽の取り壊しを行っているところでございます。今後その取り壊し費用についても多額を要します。高額な金属製の二次製品であるタンクの設置についても、仮に移設する場合も再度使用が可能と考えますので、金属製のタンクの導入についても検討をしております。

それから、J-ALARTの関係ですけれども、現在有事の際にはここ本庁のほうに入ってきます。しかしながら、合併前のままの防災の無線になっております。旧常北につきましてはアナログ、旧桂につきましてはデジタル、旧七会につきましてはIP一斉放送というようなそれぞれの防災情報伝達の手段を使用しております。このようなことから、有事の際本庁に入りました事項につきましては、それぞれの支所にそれぞれペーパーを使った連絡により町民の方に周知することになろうかと思っております。

それから、救命胴衣の数についてもご質問ございましたけれども、まことに申しわけございません。救命胴衣の数についても現在把握しておりません。

それから、最後の（5）番の災害協定について、県内ばかりでなくて県外とも災害協定をというお話がございました。例えば仮に東海村にある原子力施設が事故があった場合ですけれども、本町は最西端、最も西に当たるわけでございます。そのような意味では県外では例えば栃木県の茂木町さん、さらには益子町さん等々への避難が自宅から一番直近となる避難先となるわけですので、今後災害応援協定等の締結に向け、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長富田和明君。

〔都市建設課長富田和明君登壇〕

○都市建設課長（富田和明君） ただいまの杉山議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、（４）番の水害対策についてご説明申し上げます。

町内には桂川、江川を初めといたしまして、県管理の河川が13河川あります。大雨の際の洪水や氾濫防止、住民の安全と資産を守るためには、河川の治水対策が大変重要と考えておりますので、県町村会要望通知で江川、藤井川を要望いたしまして、また、県央地域市町懇談会を通じまして、江川、西田川、藤井川、大谷原川について毎年要望活動を行っているところでございます。また、国・県に対しましても要望を続けてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それから、根古屋橋、上坪の洪水対策についてでございますが、根古屋橋についてでございますが、国道123号と江川が交差するところにかかるこの橋の断面が余りにも大きくないことから、上流側の河川の断面も小さいなど大雨の際などに幾度も水田が冠水しております。以前から議員の質問を受ける形でこれまで県に対しまして要望しておりますが、123号桂常北バイパスが完成をするまでに今の123号を町が受け取る前に根古屋橋を改修してもらえよう、県に対しまして要望してまいりたいと思っております。

また、この河川の復旧というものにつきましては、なかなか国・県も腰を上げてもらえない状況でございます。とにかく要望を続けてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

〔11番杉山 清君登壇〕

○11番（杉山 清君） 大体の答弁の中でわかるんですが、一つは原子力のUPZ、当初はEPZの中で対策エリアということで5キロ圏内だったわけですが、これが要するに準備をする区域これがUPZになったわけでありましたが、原子力の災害時のときにやはりこのUPZになってしまうと、30キロ圏内は大変避難するのに困難が生じるのではないかと私は思うんです。余り細かく言ってしまうと不安になってしまうかもしれませんが、そういう形の中で、計画案の中にも生命、財産を原子力災害から保護するという形の中でうたっているだけであって、何の国の、また県の指導も強くはなくて、自治体の考え方を出していかなければならない、ただ自治体としても出せないというのが現状ではないかと思うんです。ぜひ例えば栃木のツインリンクもてぎとか、またそれに準ずるような例えば栃木地内には工業団地とかそういうところもありますので、そういったところと協定を結んでいただければと思うわけでありまして。

今日はこのぐらいにしておきます。

それと、女性消防、これは全体の消防団員というのは、非常勤の消防団員が88万人いるんですよね。そういう中で、常勤というのは公務員というのは16万、今現在は全国で約2万人が女性消防と言われているんですが、ぜひ啓蒙啓発の観点から早急につくっていただければと思います。合併時は常北には女性消防クラブというのがあったんです。ところが合併して期間そんなに置かないうちになくなってしまったという、なくなったのになくしたのかどうか私はわかりませんが、そういう状況でありますので、ぜひよろしくお願ひします。

それと、施設の装備ですね、トイレがないのは常北は全部ないです。それと桂は一昨年災害で公民館のトイレが使えなくなったものですから、坏的13分団ですか、これがなくなっています。それと七会はたしか3つだと思いますね、ないのが。ぜひその辺を二、三年計画ぐらいを立てた中で、トイレぐらいは、水はタンクで持ってこられますけれども、トイレはどうしようもないですよ。ぜひ計画に入れていたきたいと思います。

それと防火水槽、これはやはりタンク方式が一番いいと思います。原子力でも汚染水関係をタンク会社のタンクに入れてありますけれども、やはり移設も簡単ですし、ぜひ費用対効果、これ費用対効果というのはこういうところに使うべきだと思うんですよ。ぜひお願ひしたいと思います。

J-A-L-A-R-Tこれはちょっと今の段階で課長も大変苦慮していると思うんですよ。ですから、これ以上のことは言いませんけれども、ぜひよろしくお願ひします。

それと、山林火災と水難救助、私は河川の近くに住んでいるものですから、水害のときの救命胴衣について本当に心配なんです。例えば全体で恐らく30ぐらいしかないです。ですから、それを例えば上から下まで10分団、恐らく10か11だと思います。その中で150名以上いるわけですから、半分以上せめて置いていただきたいと思います。これはシェルターについてもそのとおりであります。

それと、水害対策、これももう本当に何回となく質問をしています。嫌になるほど質問している状態です。それで、河川の中に今もう20から30センチぐらいの木が立っている、もう伐採が一般の人ではできないんです。ですから、そういうところも要望の中に写真を入れてぜひ、もしだめだというなら私撮ってきます。ただ撮るのにも困難なぐらいの場所なんです。竹は出ている、もうひどい状態です。ですからその辺をひとつお願ひします。

それと根古屋橋、これは今の町長の前のときにもう既にバイパスができるということで、バイパスが通れば町管理で町の予算でやるわけですから、ぜひその前に何とかお願ひをしたいと思います。開口部が8平米ぐらいしかないんです。ですから、石塚側から流れてくる水、それと北側の土壊側から流れてくる水、それと西側の田んぼから流れている水が一緒になった橋、排水状態ですから、この辺はできるだけ早く、できれば現場を土木の人に言えば見に来てくれると思うんですよ。ですから、あと前には私は写真をつけて水害時

のやつ出したんですが、ぜひよろしくをお願いします。

それと、災害協定、パルスシステムとやっているのもわかります。それと町内業者25業者とやっているのもわかります。ぜひ業種も異業種の中で入れていってください。ただ土木屋さんだけでなく、食料とか水とかいろいろありますから、よろしくをお願いします。

大体答弁で聞いていますから次に移ります。

次に、地域活性と交流人口、この件についても前に質問をしてあります。実はことしの2月8日、公明党の新年会に私桐原議員のほうから声がかかりまして行かせていただきました。大変にぎやかな大会ができたわけでありますが、その席で常陸太田の大久保市長と15分ぐらいでしたが話す機会がありまして、常陸太田は昨年から交流人口に力を入れているんです。太田は交流人口しか発展の道はないだろうと言われていたんです。それで、なぜこんなことを言うかという、東京都の千代田区、港区、中央区、昼間の人口は多いですけども、夜は10分の1以下になってしまう、これをぜひ城里町の中で生かしていただきたい、そういう形の中で、都心部と姉妹協定、姉妹都市を結んでいただければと思います。

ちなみに、うちの町と隣接している笠間、これは恐らく今5カ所ぐらいと結んでいると思いますが、矢板、田辺、赤穂、塩が有名な赤穂浪士のところです。それと水戸、水戸はきょう大きくテレビで挙げられましたが、アナハイムこれ物すごく外国とやっている中で、ここが一番なんか盛り上がっているみたいですけども、それと重慶、敦賀、高松、彦根、それと大宮が日野市、日野市はきのうおととい私たまたま大宮に行く都合があったものですから、市長は休みを出でて日野市との会議をやっておりました。それと宇都宮、それと清瀬、那珂市は私の知っている限りでは、これおもしろいんです。アメリカのテネシーワルツではないが、テネシー市と交流をやってると、周り見るとうちだけなんです、協定結んでいないのは。それで、昨年群馬県の川場の田園プラザというところに私個人で行きました。それと当時産業課長だった高松課長と一緒に研修に行きましたが、あそこは世田谷となっているんです。川場のあの田園プラザ、それとまちづくりの中で姉妹都市が物すごく有効に働いているということを知りました。私のいとも世田谷に住んでいて、その子供が私が一番行って好きなのは川場村だと、そのぐらいの川場になっていると、ぜひこの辺は前に一歩進んでいただきたいと思います。

2番の電気自動車の充電システムについてであります。当時3年ちょっと前だと思いますが、企画課長阿久津課長のときにちょっと相談をして、当時は電気事業法の中で大変難しかったんですね、電気を買って売電するというのは。ですからその辺で大変だったと思うんですが、ちょっと相談した経緯があります。

それで、4月に経産省のほうから町のほうにも連絡が来ていると思うんですが、補助最大で3分の2つくという形であります。どうか東京から100キロの地点でもありますし、電気自動車は今日産の車が約200キロちょっと、三菱だと百六、七十キロぐらいですか、

ですから、うちの町は本当に好立地条件なんです、電気自動車充電施設をつくるのには。急速充電なら30分で80%蓄電できるという形であります。そういった形の中で、設置する前向きな答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） ただいま杉山議員のほうから質問ございました。本当に私も姉妹都市締結につきまして、この城里町だけがしていないということにつきまして、前々から気にかけていたところがございます。姉妹都市につきましては、一般的には各自治体の両首長により提携書を作成し、そして交流分野が特定のものに限らないこと、また予算措置が必要になることから、議会の承認を得ていることということが必要とされておるところでございます。このようなことから、当町でも大規模災害等が発生した場合に姉妹都市と友好都市等を念頭に置きながら、都心から100キロ圏内である利点を生かしながら、都心の近距離の市町村を含めまして、お互いの利点が一致する市町村との交流を目指して、この姉妹都市につきまして考えていきたいと思っております。

それから、本町に向けた電気自動車充電システムでございますが、本町に一般向けの電気自動車の充電器の設置箇所は今のところございませんが、今お話がありましたように、急速充電器でございますと30分以内に大体充電できるというようなことでございます。今回、役場新庁舎ができるわけでございますが、役場庁舎建設にあわせまして、急速充電器の設置を計画しております。

急速充電器につきましては、役場庁舎を初めとしまして、観光施設やガソリンスタンド等の22カ所等を選定しまして、県に対して有利な設置補助要望をこれから行っていきたいと思っております。

急速充電器の設置には多額な費用が必要なことから、国の補助金を有効に活用しながら、まず役場本庁舎の建設にあわせまして設置しまして、利用状況や電気自動車の普及状況などから総合的に判断して、今後の設置箇所について検討してまいりたいと思っております。

今、お話がありましたように、本町は首都圏から100キロ圏内でございます。首都圏からの日帰りの観光客が見込める位置にあるわけでございます。このようなことから、観光客の大部分が自家用車で訪れておりますし、道の駅かつらやホロル、山桜等の観光施設に設置することにより、観光客の集約やさらには都市住民との交流人口の増加につながるのではないかと考えておまして、今後の動向を見ながらぜひ検討してまいりたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

〔11番杉山 清君登壇〕

○11番（杉山 清君） せんだって震災後高萩の草間君と言っては申しわけない、草間

市長と行き会って、高萩と協定されている自治体から震災の後1,300万の寄附が来たと、やはり努力すれば何かでお互いが助け合ったりとかいい形になっていくと思うんです。ぜひ早めに締結をしていただきたいと思います。

1年前に九州の都城の市長の長峯さんとお話しした経緯があるんですが、もう市と小さい国だったら国とも協定を結ぶような時代だよということをおっしゃいました。全くそのとおりだと思います。もう国とか県に頼るのではなくて、やはり分権社会ですから町が独立国のような考えを持っていかないといい方になっていかないと。その辺ひとつよろしくをお願いします。

それと電気自動車の充電システム、これは新聞等で見た方がいるかもしれませんが、約半月ちょっと前に九州大学、ここは100倍長持ちする、そして単価が従来の70%の値段でできるバッテリーが5年後に発売可能だということを出しました。やはりこれから地域などもうちの町としては限界集落等も出てきます。そして、ガソリンスタンドがどんどんなくなっていきます。そういう形の中で、安全かつまた便利に充電できる、そういった形の中ではもう最高的に電気自動車はいい形だと思うんです。姉妹都市もそうですが、人が来てくれるようなシステムを早急にやっていただきたい、そう思います。

12にあるものですから、さらに今度前に進みます。

5番、町道整備についてお伺いします。

この件も前に質問してあります。1.5車線、道がずっと細くて長いような場所に中間中間に待避所を設けていただきたいという形であります。大変全部舗装するにはお金もかかる、ただ通学の子供たちとか地域の人たちの安全を図る上においては、こういったことも私は大事だと思うんです。

このシステムは私の知る限りでは、四国の山間地帯が県で1.5車線というのを早くに取り入れて事業化したことをちょっと覚えていますが、各旧町村の中で場所的には3カ所から七、八カ所ぐらい整備するとすごくスムーズになるんです。桂でいうと上坪の田島郷田前地区とか岩船地区とか、あと阿波山でも緑ヶ丘団地に入る場所なんかもそうですね。そういったところをちょっと場所的にであります。常北だと前に玉川議員がよく言っていましたアジラ線、あれなんかもそうなんです。時間で規制はしているんですが、やはり安全を図るのにはこういったことも大事ではないかと思えます。この辺どういった考えでいるか答弁をよろしくをお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） ご質問の1.5車線道路でございますが、幅員が狭く、すれ違いが困難な道路の一部に待避所を設置することで用地費、工事費などが削減できるとともに、整備期間も短くできるなどのメリットがございます。

空き地がないような住宅密集地の道路につきましては、全面的に拡幅することが望まし

いと考えておりますけれども、現地の状況によっては困難な場合がございます。また、山間部の見通しのきかない場所や、交通量の少ない道路においても待避所の設置は安全対策の手法の一つとして考えられ、通学路の危険箇所対策の一つとして有効と思われるので、現地の状況や地元の意向を十分勘案しながら整備手法の一つとして検討してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させますので、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長富田和明君。

〔都市建設課長富田和明君登壇〕

○都市建設課長（富田和明君） ただいまのご質問についてご説明申し上げます。

先ほどアジラ線というような話も出ましたけれども、こちらにつきましては、123号の整備にあわせまして、排水整備とともに道路整備を検討中でございまして、今年度地元説明会を始める予定となっております。

それから、1.5車線の導入についてでございますが、町道拡幅が難しいところやすれ違いが困難な道路につきまして、待避所を設置する方法は全ての区間を拡幅する場合に比べまして事業期間も短くなると思われまますので、待避所等のできる場所につきましては、現地の状況や地元の意向を十分勘案しながら、緊急時の対応や通学児童等の安全確保のために見通しの悪い場所や急カーブなど危険箇所を改良し、地域の人々が安全に通行できるよう整備の手法としまして、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

〔11番杉山 清君登壇〕

○11番（杉山 清君） 1.5車線ぜひ早めに計画に移していただければと思います。この件も前にも質問しているわけでありまますので、答弁はいいですけれども、樫当新田というところがありますよね。あそこなんかもずうっと奥まで細い状態なんですね。雪なんか降ると本当にすれ違えない、山際に何か所かあるんですが、大変苦慮しているというような場所ではないかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、6番、町の診療所について、へき地医療ということで、この件に関しては七会地区の議員さん、またきょうは菌部議員のほうからも関連質問がありました。私は平成18年12月に桂の診療所が廃止される時に廃止はしないでくれということで質問した経緯があります。当時七会の診療所の繰入金は1億2,000万でありました。沢山は繰り入れではなくて繰越金が3,100万弱でありました。4年前町長になってからこの繰り入れが下がっているんですよね。こういうところを私は診療所を建てるとか建てないではなくて、やはり次の時代を見たときに私も平成18年に言ったんですが、今後は在宅医療、訪問看護が大

事な時期に來ますよ、先ほど菌部議員のほうからも介護の問題で全くそのとおりだと思っ  
んです。平成21年度には、七会の診療所に繰り入れは5,278万9,000円、それで沢山診療所  
には、これは歯科ですよ、2,434万7,000円、それが一昨年、今は計画になっていますから  
3,600万円なんです、七会は。要するに桂のほうは1,300万という、その前平成21年はどう  
なんだという、七会7,323万あったんです。そして沢山診療所で2,544万1,000円、そう  
いう形の中で私は物を建てるのか建てないではなくて、中身の問題だと思うんです。どう  
いうふうにやっていくか、それが建てる建てないで結果を出すというのは、費用対効果の  
問題ではないんですよね。費用対効果というのをこういうところに使ったのでは、やはり  
順位もそうですけれども、私は先にいったときに町民が何でこうなったんだという形にな  
るのではないかと私は思うんです。

へき地医療という形の中でいろいろな枠があります。有効に使えるお金もあると思いま  
す。そういった中で、へき地医療についてお考えを町長に求めます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） へき地医療につきましては、へき地を有する市町村の役割とし  
てそこに住む地域住民の皆様が安心して医療を受けられる体制の整備が必要であると思っ  
ております。先ほど菌部議員のほうからも診療所の件につきまして質問がございましたが、  
茨城県へき地保健医療計画でも、へき地における住民や患者の実情を踏まえまして、へき  
地保健医療の充実を図ると定められており、城里町内の一部、旧七会地区でございますが、  
過疎地域の自立促進特別措置法によりまして、過疎地域として指定を受け、一部の地区に  
おきまして無医地区、準無医地区となっております。これらによりまして、七会診療所は、  
茨城県の定めるへき地医療新事業により、県立中央病院の医師による診療の応援を受け、  
診療所医師の研修機会の確保等によりまして、診療所の診療機能を高め、医療の確保、自  
立を図っているところでございます。おかげさまで建設検討委員会が立ち上がりまして、  
今後施設の整備に向けた協議がなされてくる中で、検討をいただき、よりよい施設を整備  
したいと思っておりますので、よろしくご指示のほどお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

〔11番杉山 清君登壇〕

○11番（杉山 清君） 茨城県には無医地区というのが21あります。全国的には今700  
ちょっとあるわけです。その中でうち城里は、自分も入れて4カ所ですよ。隣の大宮は  
どうなのかというと、大宮は6カ所なんですよね。

それで、実は大宮から資料をちょっともらったんですが、美和地区に診療所が23年3月  
にでき上がりました。美和は無医地区は何カ所なのかというと、1カ所なんです。予算的  
には1億4,619万の予算を使ったという形であります、恐らく余り細かくやるとあれな  
んですが、今この県の補助事業、時限事業ですけれども、平成27年度までのその補助を使



ってやる、それ以上のよい補助はないと思います。そういう形ですからぜひこれは、私は診療所よりは在宅医療、個人病院とか総合病院とかが往診をやってくれますか。だんだん往診は少なくなってしまうんです。そのときにやはり10年後、20年後、みんな10年から20年といたら誰もみんな病院にかかるような形です。介護施設に入れない、さっき言ったでしょう。特養で41人も待っていると、そのうちに死んでしまう人いっぱいいるんです。そのときに在宅医療が役に立ちますよと平成18年のときに私は言っているわけです。やはりもう少し政治というのは先を見て答えを出せるようにしていただければと思います。

いずれにしても、先生も職員もここ4年間相当頑張っていると思うんです。やはり人です。それを物で賛成、反対というのはいかななものかと私は思います。

これは答弁は要りません。

それでは、最後の7番の質問に入ります。

先ほど昼食を食べているときに、飯村議員のほうから一番最後の質問が楽しみだということでおっしゃいました。何にも書いてありません。質問書は書いてありません。ただ、今まで私も13年、14年目ですけれども、議員やっていますけれども、執行部の方は努力します、前向きに検討します、検討してまいりますということをお答えとしてもらったんですが、きょうも私含めて5人をしました。ぜひそのきょうだけの答弁ではなくて、経過、答え、そういったものが何かで出せるような形というのを考えてもらえないでしょうか。

最近、私が委員長になったからかどうかわかりませんが、前よりすごく職員の方が聞きに行っても本当に素直にいい形で答えてもらえるんですね。ですから、こういったものを出していただければ議会の人たちも16名みんな町のためと思ってやっているわけですから、職員の皆さんもそうだと思うんです。ですから、そこを歩み寄りできるような、途中経過とか答えというものを出していただけないかどうか、答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。それぞれ今まで各議員さんに私が町長になりまして5年目になるわけですが、その間いろいろな面から皆さんからご質問等がございました。そういう中で、そのご質問等に対しまして、どの程度提言されたことにつきましてできたのかどうかとは、いろいろなそういうのは発表されていないというようなことだろうと思いますが、財政措置を有するもの、年度内補正予算か、新年度予算に計上し実施しておるもの、そういうことで調査の研究の結果をこれからよく精査しまして、ご質問いただいた議員さんにつきましては、そういう質問の内容等につきまして、どういうふうになったのかということにつきまして、今後質問の内容につきましては、皆さんにお知らせしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

〔11番杉山 清君登壇〕

○11番（杉山 清君） 大変いい答弁をいただきましてありがとうございます。誰も先ほども話をしましたが、町がよくなるという形の中で調べて、また時間を割いて皆さんに問いかけているわけでありますので、この件なんかも前に河原井議員が質問を間接的に私と似たような質問をしています。どうか今後町がよくなるような形の中でお互いに頑張っ  
て私もいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

これで質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で11番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりください。

なお、議員各位においては、和室控室にお集まりをいただきたいと思ひます。

午後 2時14分休憩

---

午後 3時32分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす13日から17日までは議案調査、議案整理のため休会とし、18日は午後2時に本会議を再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 2時33分散会

第 3 日 6 月 1 8 日 (火曜日) 本 会 議

平成25年第2回  
城里町議会定例会会議録 第3号

平成25年6月18日 午後 2時02分開議

1. 出席議員（16名）

|    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 菌部 一 君    | 9番  | 小林 祥 宏 君  |
| 2番 | 余水 紀 夫 君  | 10番 | 南 條 治 君   |
| 3番 | 三村 孝 信 君  | 11番 | 杉 山 清 君   |
| 4番 | 河原井 大 介 君 | 12番 | 三 村 由利子 君 |
| 5番 | 加藤 文 夫 君  | 13番 | 小松崎 三 夫 君 |
| 6番 | 阿久津 則 男 君 | 14番 | 鯉 淵 秀 雄 君 |
| 7番 | 桐原 健 一 君  | 15番 | 根 本 正 典 君 |
| 8番 | 飯村 吉 伊 君  | 16番 | 小 塚 孝 君   |

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 町 長               | 阿久津 藤 男 |
| 副 町 長             | 小 山 一 夫 |
| 教 育 長             | 小 林 孝 志 |
| 総 務 課 長           | 三 村 主   |
| 企 画 財 政 課 長       | 高 松 輝 美 |
| 税 務 課 長           | 宮 田 恵 子 |
| 町 民 課 長           | 仲 田 克 之 |
| 保 険 課 長           | 阿久津 保 巳 |
| 健 康 福 祉 課 長       | 田 口 喜 一 |
| 産 業 振 興 課 長       | 茅 根 文 夫 |
| 都 市 建 設 課 長       | 富 田 和 明 |
| 下 水 道 課 長         | 吉 田 一   |
| 会計管理者（会計課長）       | 小 林 恵 子 |
| 水 道 課 長           | 五 町 義 徳 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 田 均   |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 長 | 川 又 重 光 |

## 1. 職務のため出席した者の職氏名

|             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 仲 田 不 二 雄 |
| 書           | 興 野 友 宣   |
| 書           | 仲 田 富 美 子 |

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 3 号

平成25年6月18日（火曜日）

午後 2時00分開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 承認第2号  | 専決処分第2号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて                      |
| 日程第2  | 承認第3号  | 専決処分第3号（城里町税外諸収入の延滞金、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて |
| 日程第3  | 承認第4号  | 専決処分第4号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて                |
| 日程第4  | 承認第5号  | 専決処分第5号（城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて            |
| 日程第5  | 承認第6号  | 専決処分第6号（城里町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて                   |
| 日程第6  | 承認第7号  | 専決処分第7号（平成24年度城里町一般会計補正予算第7号）の承認を求めることについて                  |
| 日程第7  | 承認第8号  | 専決処分第8号（平成24年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて            |
| 日程第8  | 承認第9号  | 専決処分第9号（平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）の承認を求めることについて           |
| 日程第9  | 承認第10号 | 専決処分第10号（平成24年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて             |
| 日程第10 | 承認第11号 | 専決処分第11号（平成24年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて          |
| 日程第11 | 承認第12号 | 専決処分第12号（平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて         |
| 日程第12 | 承認第13号 | 専決処分第13号（平成24年度城里町水道事業会計補正予算第                               |

3号)の承認を求めることについて

- 日程第13 議案第34号 平成24年度城北地方広域事務組合会計決算認定について
- 日程第14 議案第35号 平成25年度城里町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第36号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第37号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第18 報告第18号 城里町第2期特定健康診査等実施計画
- 日程第19 報告第19号 平成24年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第20 報告第20号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第21 報告第21号 平成24年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第22 報告第22号 平成24年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
- 日程第23 報告第23号 例月出納検査報告(3月、4月、5月執行分)

## 1. 本日の会議に付した事件

承認第2号

承認第3号

承認第4号

承認第5号

承認第6号

承認第7号

承認第8号

承認第9号

承認第10号

承認第11号

承認第12号

承認第13号

議案第34号

議案第35号

議案第36号

議案第37号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第18号

報告第19号  
報告第20号  
報告第21号  
報告第22号  
報告第23号

---

午後 2時02分開議

#### 議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名です。

---

#### 開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席をしております。  
傍聴人3名を許可いたしました。

---

#### 議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願いたいと思います。

---

承認第2号 専決処分第2号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） それでは、本日は議案質疑から入ります。  
初めに、承認第2号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

承認第3号 専決処分第3号（城里町税外諸収入の延滞金、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第3号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

承認第4号 専決処分第4号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第4号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

承認第5号 専決処分第5号（城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第5号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

承認第6号 専決処分第6号（城里町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第6号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

承認第7号 専決処分第7号（平成24年度城里町一般会計補正予算第7号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第7号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

承認第8号 専決処分第8号（平成24年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて



○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第8号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

承認第9号 専決処分第9号（平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第9号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

承認第10号 専決処分第10号（平成24年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第10号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

承認第11号 専決処分第11号（平成24年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第11号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

承認第12号 専決処分第12号（平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第12号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

承認第13号 専決処分第13号（平成24年度城里町水道事業会計補正予算第3号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第13号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第34号 平成24年度城北地方広域事務組合会計決算認定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第34号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第35号 平成25年度城里町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第35号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第36号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第36号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第37号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第37号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

---

討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。  
初めに、承認第2号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第3号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第4号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第5号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第6号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第7号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第8号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第9号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第10号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第11号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第12号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第13号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第34号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第35号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第36号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第37号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

---

## 採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

初めに、承認第2号 専決処分第2号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を  
求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第3号 専決処分第3号（城里町税外諸収入の延滞金、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第4号 専決処分第4号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第5号 専決処分第5号（城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第6号 専決処分第6号（城里町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第7号 専決処分第7号（平成24年度城里町一般会計補正予算第7号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第8号 専決処分第8号（平成24年度城里町国民健

康保険特別会計補正予算第4号)の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第9号 専決処分第9号（平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認をされました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第10号 専決処分第10号（平成24年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認をされました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第11号 専決処分第11号（平成24年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第12号 専決処分第12号（平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第13号 専決処分第13号（平成24年度城里町水道事業会計補正予算第3号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第34号 平成24年度城北地方広域事務組合会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第35号 平成25年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第36号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第37号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

報告第18号 城里町第2期特定健康診査等実施計画

報告第19号 平成24年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書

報告第20号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

報告第21号 平成24年度城里町水道事業会計予算繰越計算書

報告第22号 平成24年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書

報告第23号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第18、報告第18号 城里町第2期特定健康診査等実施計画から日程第23、報告第23号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）については、後ほどご熟読を願います。

以上で今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

---

#### 町長挨拶

○議長（小松崎三夫君） ここで町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本定例議会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

8日間にわたりましての定例議会でありましたが、本議会に提案いたしました承認12件、議案4件につきましては、小松崎議長のもと慎重審議をいただき、適切なるご決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。本日決定いただきました補正予算のうち、庁舎建設等につきましては、大きな事業でありますので、万全を期してまいりたいと存じます。また、諸議案等につきましては、今後速やかに執行してまいりたいと考えております。

また、議員各位から会期中に賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行において十分参考とさせていただきたいと考えておりますので、引き続き格別なるご理解を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、梅雨に入り天候不順の中にも、いよいよ農事繁忙の時期となりました。水田には早苗がなびき始め秋の豊作と町の賑わいをこい願うものであります。

議員各位におかれましても、体調管理には十分注意するとともに、城里町発展のためより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。



きます。

本日は大変ありがとうございました。

---

#### 議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、会期中、終始熱心なるご審議と議会運営に格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を審議し、終了できますことに、心から御礼と感謝を申し上げます。

また、執行部におかれましては、議員各位よりございましたご指摘やご意見を真摯に受けとめ、住民福祉の向上にご尽力されますことを望みます。

---

#### 閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で平成25年第2回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 2時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員